

議事日程第三号

令和七年九月十六日（火曜日）

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	福田博之
三	山形健二	四	川邊隼之介
五	高橋健	六	武内伸文
七	小棚木政之	八	高橋豪
九	瓜生望	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	櫻田憂子
十三	佐藤正一郎	十四	島田薫
十五	宇佐見康人	十六	住谷達
十七	児玉政明	十八	小山緑郎
十九	小野一彦	二十	加藤麻里
二十一	薄井司	二十二	三浦茂人
二十三	鈴木真実	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	佐藤信喜
二十七	今川雄策	二十八	高橋武浩
二十九	小原正晃	三十	渡部英治
三十一	北林丈正	三十二	竹下博英
三十三	原幸子	三十四	工藤嘉範

三十五番	加藤 鉦一	三十六番	石田 寛
三十七番	三浦 英一	三十八番	柴田 正敏
三十九番	川口 洋一	四十番	鶴田 有司
四十一番	鈴木 洋一		

出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	福田博之
三	山形健二	四	川邊隼之介
五	高橋健	六	武内伸文
七	小棚木政之	八	高橋豪
九	瓜生望	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	櫻田憂子
十三	佐藤正一郎	十四	島田薫
十五	宇佐見康人	十六	住谷達
十七	児玉政明	十八	小山緑郎
十九	小野一彦	二十	加藤麻里
二十一	薄井司	二十二	三浦茂人
二十三	鈴木真実	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	佐藤信喜
二十七	今川雄策	二十八	高橋武浩
二十九	小原正晃	三十	渡部英治
三十一	北林丈正	三十二	竹下博英
三十三	原幸子	三十四	工藤嘉範
三十五	加藤 鉦一	三十六	石田 寛
三十七	三浦 英一	三十八	柴田 正敏
三十九	川口 洋一	四十	鶴田 有司
四十一	鈴木 洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	鈴木健太
副知事	神部秀行
副知事	谷剛史
総務部長	伊藤政仁
総務部危機管理監(兼)広報監	萩原尚人
企画振興部長	笠井潤
あきた未来創造部長	橋本秀樹
観光文化スポーツ部長	岡部研一
健康福祉部長	石井正人
生活環境部長	信田真弓
農林水産部長	藤村幸司朗
産業労働部長	佐藤功一
建設部長	小野潔
会計管理者(兼)出納局長	小熊新也
財政課長	樋口和彦
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	小林稔

●議長（工藤嘉範議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

本日は、十七番児玉政明議員、十二番櫻田憂子議員、九番瓜生望議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。まず、十七番児玉政明議員の発言を許します。

【十七番（児玉政明議員）登壇】（拍手）

●十七番（児玉政明議員） おはようございます。

自由民主党会派の児玉政明です。一般質問の機会をいただき、先輩、同僚議員の皆様へ感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問に入ります。

はじめに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

鈴木知事におかれましては、多くの県民の御支持を受け、四月二十日に秋田県知事に就任されてから、もうすぐ五か月が過ぎようとしております。本県のトップリーダーとして、就任当初から新しい時代の秋田をつくっていくため、最重要課題である人口減少対策をはじめ、様々な課題に取り組みながらこの五か月を忙しく過ごされたことと思います。

人口減少対策や稼ぐ力の向上に向けて、民間の外部人材を招へいし、県全体にマーケティングマインドを浸透させることで、より実効性のある政策を進めるためのマーケティング戦略室の設置、首都圏で暮らす本県出身の子育て世代を主な対象とした秋田暮らしの魅力を届ける交流イベントの開催、県内各地での県民との意見交換会の開催、知事として初めての海外への訪問となる台湾でのトップセールスなど、多くの新規事業や知事としての公務をこなされてきたのではないのでしょうか。

しかしながら、就任からまだ五か月ほどしかたっていないため、知事選前に描いていた構想が形になっているのは僅か一握りといった感じで

はないかと推察されますが、就任からこれまで実施してきた事業の手応えや、知事としての自身の活動についてはどのように分析や自己評価をしておられるのか伺います。

知事は就任時のインタビューで、県庁にあまりいないような知事になりたいと言っておられました。県民との対話を重視する知事は、四月の選挙前には県内旧六十九市町村において語る会を開催するなど、秋田県を日本一持続可能な県にするため、県民の声を聞くことを大切にしておられました。知事就任後は旧六十九市町村のうちどのくらい訪問できているのでしょうか。県外の公務も多くあることは承知しておりますが、各種行事やイベント、会議等への出席、またはプライベートでもよいと思いますので、一年に一回、最低でも二年に一回は旧六十九市町村を訪問し、秋田に暮らす県民の方々の声を聞いていただきたいのですが、いかがでしょうか。私の周りでも鈴木知事とお話したいという方がたくさんおられますので、是非とも実施していただきたいものです。

そこで、今年度も残り半年となりましたが、それらも含め今年度後半の県政運営にかける意気込みについて、秋田県のリーダーとしての知事の思いをお伺いします。

次に、選挙公約についてお伺いします。

知事就任からおおよそ五か月が過ぎ、県民の方々からは、鈴木知事に代わって秋田県はどう変わったのかとよく聞かれます。県民の皆様は、秋田県が大きく変わることを期待しているのです。

鈴木知事は選挙公約として、「秋田県を日本一持続可能な県に」を大きな柱に、本県の目指すべき姿を八つの方向性として示しました。また、実現するための重点政策を、「かせぐ」、「まもる」、「そだてる」の三つに分類し、任期となる四年間での公約達成を県民の皆様とお約束されました。

重点政策については、今後の大きな目標的な表現で示されていると思いますが、数値で表した公約として重要なものは、何といっても秋田県

の社会減を現在の約三千人から一千人台にすることであると思います。これについては、任期中四年間での達成に向けて取組を進めるといふことは六月議会でも言われておりました。そのほかの重点政策について、選挙前の資料では先ほど述べた三つの分類の中に三十五項目が記載されておりました。

就任から現在まで既に取組を始めた項目もありますが、取組の成果は一年後、二年後に表れてくると思われまます。知事自身が設定した公約については、どのようなスピード感で取組を行うつもりなのか。今すぐ取り組むもの、一年以内に取り組むもの、二年から三年で取り組むもの、四年の任期をかけてじっくり取り組むもの、または見直すもの等あるかと思えます。あつという間の任期四年間になると思いますので、重点政策の進み具合についての現在の状況と今後の進め方について、できれば詳しく知事の考えをお伺いします。

次に、あきたニューtral宣言についてお伺いします。

鈴木知事は選挙戦を通じて公約となる重点政策とは別に、あきたニューtral宣言をしました。知事が主張しているとおり、中立で偏りがないということだと思います。

しがらみとか誰かの押し付けではなくて、みんなが一人一人自由に発言し行動することができる「関係ニューtral」、政治的に偏らず特定の政治の言いなりになることもなく、みんなの多様な意見をそれぞれ尊重することができる「政治ニューtral」、都市部と農村部との地域間の格差を可能な限り解消していく「地域間ニューtral」、古い手法、これまではこうだったというこだわりを捨てて、より新しくして成果の出る手法で課題を解決していく「手法ニューtral」、秋田県が日本で最初に達成する「カーボンニューtral」。

県民目線を大切にしている鈴木知事は、この五つを達成するために「あきたニューtral宣言」をしましたが、この宣言への思いと今後の県政運営にどのように反映させていくのか、考えをお伺いします。

また、この五つの宣言の中で私が一番注目しているニュートラルは、「地域間ニュートラル」であります。先ほども申し上げましたとおり、都市部と農村部との地域間の格差を可能な限り解消していくということですが、全国的な視点となる首都圏と秋田県との地域間格差の解消、秋田県内の視点となる秋田市と農村部との地域間格差の解消のどちらにも通じるものがあると思います。

秋田県内での地域間格差とは、所得等の経済的格差、医療・教育水準や生活環境等の社会的格差、秋田市への一極集中となる人口的格差などが挙げられると思います。特に同じ病気でも秋田市周辺に暮らす方々の命は助かるが、農村部で暮らす方々の命は助からないなど、医療の格差はあってはならず、許されるわけがありません。

格差の縮小には財政による所得の再分配、産業構造の変化に対応した労働移動の円滑化、地域固有の状況に応じた政策など、国や県、基礎自治体による積極的な取組が必要と言われていますが、鈴木知事が考える地域間格差とその解消に向けてどのような取組を考えているのかお伺いします。

次に、農林水産物や食品の輸出促進についてお伺いします。

国では、政府目標である二〇三〇年度農林水産物・食品の輸出額五兆円を達成するため、農林水産物・食品の輸出拡大戦略を改訂し、農林水産業・食品産業の生産性の向上とブランド化による高付加価値化を進めるとともに、新市場を開拓し輸出先の多角化を進めるとしております。特に、日本の強みを生かせる米やパック御飯、日本酒、牛肉、リンゴやモモの果樹等、三十一品目を輸出重点品目を選定し、品目ごとの目標や輸出先地域の課題、目標達成の対応策をまとめております。

一方で、八月に公表された二〇二五年上半期の輸出額は、前年同期比一六%増の八千九十七億円で統計開始以降上半期の最高額を更新、年々伸びを見せているところですが、今年の目標である二兆円の実現には非常にハードルが高いとの見方もあるようです。

そのような中、国際競争力の強い産地育成を目指す秋田県農畜産物輸出促進協議会が去る八月八日に設立され、鈴木知事が会長となり、四年後に現在の約五倍となる輸出額四十億円を目指すという力強い宣言がされたところであります。

また、八月十七日から二十一日までの日程で実施した台湾でのトップセールスでは、秋田牛や日本酒、白神ネギの輸入事業者や販売事業者と面談し、秋田県産食材など食のPR等を積極的に行ってきたものと思います。特に台湾現地の一般ユーザーとの意見交換も行ったとのこと、現地消費者の目線も感じ取ってきたのではないのでしょうか。

そこで、今後の秋田県産の農林水産物・食品の輸出戦略についてどのように考えているのか、また、八月の台湾でのトップセールスの成果について、知事にお伺いします。

次に、輸出品目の今後の展開についてお伺いします。

現在本県で取扱いのある輸出品目は、農林水産物では秋田牛を筆頭に、あきたこまちやサキホコレの米やパック御飯、白神ネギの野菜類、秋田紅あかりのリンゴや北限の桃の果樹類といったところかと思えます。

国の輸出重点品目三十一品目には、果樹ではブドウや梨も含まれており、甘くておいしい食味や外観の良さなど、高品質な日本産果実は、アジアを中心に需要が拡大しています。本県初のオリジナル梨品種「秋泉」やシャインマスカットは、更なる輸出拡大の可能性があるのでないでしょうか。また、輸出再開した場合の豚肉や、水産物ではマダイ、岩牡蠣といった重点品目についても本県産の農林水産物の輸出が見込まれるのではないのでしょうか。

目標である四年後の四十億円達成のためには、現在の輸出品の取扱数量の拡大と合わせ、新たに輸出に力を入れる品目を増やすことも大事ですし、現在農水省が選定するフラッグシップ輸出産地については、本県は牛肉のみの選定ですので、ほかの品目にも登録を拡大する取組が必要だと思いますがいかがでしょうか。

牛肉関係では、本年一月、農水省のG I（地理的表示保護制度）にかぶの牛が登録となりました。全国の和牛では、日本短角種として初めての制度登録で、申請元のかぶの牛振興協議会をはじめ地元では喜びと今後の取扱いに期待する声が高まっています。かぶの牛については、赤身のヘルシー志向の高級食材として、また、和牛の中の1%以下という希少価値の高さを売りにすることで、一定の層への販路拡大が期待できる一方で、生産頭数が少なく輸出向けの数量の確保が難しいといった点もあることは承知しておりますが、知事はかぶの牛の輸出についてどのようにお考えか、併せてお伺いします。

次に、かぶの果樹センターでの新たな栽培体系の構築と今後の方向性についてお伺いします。

かぶの果樹センターは、県北部の環境条件に適合するリンゴ、モモなどの樹種や品種の探索、導入及びそれらの栽培管理方法や病害虫防除の確立を図ることを目的に設置され、県内では有数の果樹産地である鹿角地域において、果樹農家にはなくてはならない存在となっております。

また、近年の地球温暖化により異常気象が頻発し、栽培環境が大きく変化する中、気候変動に対応した新たな適合品種の選定や栽培方法の研究、指導、さらには、輸出に向けた相手国の植物検疫や残留農薬基準等の規制に適合する産地の育成など、果樹センターが果たすべき役割はますます大きくなっていくものと思います。鈴木知事が掲げる秋田の農産物の輸出拡大に寄与できる施設であることはもとより、後継者や新規就農者の育成・指導のほか、規模拡大や高単価な果樹の生産に意欲的な農家の支援等の役割も期待されるところであります。こうした状況を踏まえ、かぶの果樹センターでの新たな栽培体系の構築と今後の方向性について、農林水産部長の考えをお伺いします。

次に、地域医療提供体制の確保・充実について伺います。

所属する常任委員会に関する内容ではありますが、本県の人口動態や地域の持続可能性にも関わる重要な問題ですので、知事に質問させていただきます。

ただきます。

まず、新しい地域医療構想についてお伺いします。

人口減少による患者の減少や医師不足を背景に、本県では全国に先駆けて医療圏の見直しを行い、これまでの八圏域から県北、県央、県南の三圏域に整理し、昨年からはスタートしました。本県では来年度から数年かけて地域医療構想を策定し、調整会議ではあるべき医療について話し合い、その実現のために役割分担や連携をどうしていくべきか、協議を進めるとしています。医療機関の役割分担は必要ですが、医療の縮小となればそこに暮らす県民の将来に不安を与え、人口の社会動態にもマイナスに働くものと思います。二次医療圏が新たに三医療圏として示されて以降、不安を感じている県民がいるのも事実ではないでしょうか。

このような中、地元の鹿角市では鹿角地域の医療の将来像について、医療機関や住民と話し合い、関係者間で持続可能な目標を持つための医療ビジョンの策定を今年度から二か年かけて進めるようです。鹿角地域では、地域の中核病院の診療体制の縮小が続く、今後の地域医療の提供体制が大変注目されております。

そこでお伺いします。新しい地域医療構想で目指す二次医療圏はどのようなものなのか。集約化一辺倒ではなく、地域が真に必要な医療が残せるように地域での議論を積極的に行っていたいただきたいのですが、いかがでしょうか。また、鹿角市のように、今後独自に医療ビジョンの策定に取り組む市町村に対してどのような助言や指導をしていくのか、知事の考えをお伺いします。

次に、地域枠の医師の県境を越えた派遣についてお伺いします。

先月八月二十七日、山形県において、北海道・東北六県議会議員研究交流大会があり出席してきました。私が参加した第一分科会では、医療提供体制の確保・充実について意見交換があり、どの道県でも同様に医療人材の不足と過疎化が進む地域で医師の割合が少ない状況が続くなど、地域間での医師の偏在が顕著な状況であるという共通の課題が挙げられ

ました。

先ほど申したとおり、地元のかづの厚生病院における診療体制の縮小の要因は、人口減少による患者数の減少のほか、北東北の医師不足に加え、働き方改革によって派遣元である岩手医科大学の派遣の余力がなくなってきたことにあると思います。岩手医科大学では、卒業後に大学に残るのは地域枠の医師しかないようで、奨学金免除の要件となる義務履行年限にカウントされない病院への派遣、つまり、県外となるかづの厚生病院への派遣は、派遣される医師がかわいそうに派遣することができないそうです。一年でも義務履行年限にカウントすることが認められれば派遣できる医師はいるとのこと、そのためには、県を越えて地域枠の医師を派遣できるように、秋田県と岩手県で取決めを行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

そこで伺いますが、県境部の地域中核病院において、隣県大学から医師派遣を受けている現状を踏まえれば、医師不足の中でも医師の派遣を継続的に可能にするためには、県境を越えて地域枠の医師を派遣できる仕組みの構築が必要で、県境部の地域医療の維持のためにもこのような取組を早急に進める必要があると思いますが、知事の考えをお伺いします。

次に、外国人材の確保についてお伺いします。

日本の少子高齢化により多くの業界で、日本人だけでは労働者を補うことが難しくなっており、既に多くの企業で外国人労働者が必要不可欠となっており、総務省が発表した令和七年住民基本台帳人口によると、外国人住民人口が一番多いのは東京都で七十二万一千人、秋田県は五千七百五十三人と全国最下位となっております。外国人人口の少ない都道府県では、お隣の青森県が下位から四位、山形県が七位、岩手県が九位と、ワースト十位に東北の四県が入っている状況です。一方、人口増加・社会増加の多い全国の市区の増減率について見ますと、鹿角市が全国第三位、仙北市が第四位と外国人の住民が増えています。その要

因としては、もともと外国人が少なかったことが考えられますが、長年人材不足の業種である建設業や製造業、宿泊業・飲食サービス業、介護福祉分野において、外国人労働者の獲得が進んでいることが挙げられます。民間企業にとっては大きな力になっていると思います。

本県でも、海外での現地調査や幅広い業種における受入れモデル事例の創出、日本語教育や居住環境の整備等の取組が進められているところですが、外国人労働者の定住、定着については、労働条件の良い首都圏への流出が課題となっているほか、二〇二七年四月の施行を目指している育成就労制度では、就労一年から二年で一定の技能がある場合、同じ分野の企業であれば転籍が可能のため、首都圏への転籍による人材流出が懸念されます。

そこで伺いますが、本県では、外国人労働者の確保について課題をどのように捉えているのか。また、新しく始まった事業の状況や今後の支援の拡充などの取組について、知事の考えをお伺いします。

次に、受入体制の拡充についてお伺いします。

本年四月、外国人材の確保と受入れについて調査をするため、同僚議員六人でインドネシアを訪問しました。現地での意見交換も含め、外国人材の受入れにおける主な課題は、文化・価値観の違いによるコミュニケーションの問題、企業における労働環境の整備の遅れや、生活する上での居住環境や日本語教育の支援体制が考えられ、こういった課題が人材のミスマッチや定着率の低下につながり、受入れ企業の努力のみでは解決できず、社会全体での態勢強化が求められています。

また、現地送り出し機関で聞いたところによると、日本で積極的な取組を行っている都道府県は宮城県との回答がありました。宮城県の取組を調べると、本年三月から県と市の連携としては全国初となる公立の日本語学校が大崎市に開校し、二十八名が入学して日本語を学んでいます。また、宮城県における外国人労働者数はベトナム、ネパール、中国、インドネシアの順ですが、特にコロナ禍以降伸び率が高く、また、人口

増加が著しく、送り出しのポテンシャルが他国と比べて高いインドネシアをターゲット国として、求人票の作成支援、仲介事業者や現地とのマッチング、人材定着に向けた支援など、一連の取組を行っております。令和五年には村井知事が現地においてインドネシア労働省と優秀な人材確保に向けた覚書を締結し、先月八月二十日には仙台市内において、インドネシア移住労働者保護省との間で、インドネシア人材の育成・送り出し・受入れに関する覚書の締結を行っております。村井知事は、インドネシア政府と手を組み、いい人材を早く獲得し日本人で足りない部分を穴埋めしてもらいながら先行して取組を進めたいと強調しておりました。

そこで知事にお伺いします。宮城県のように今後一層激化が予想される外国人材の獲得に向けた取組や、本県としてもターゲット国を絞りながら海外訪問し、人材確保の交渉と秋田県の受入体制を強力にPRしていただきたいと思いますが、知事の考えをお伺いします。

次に、クマによる被害防止対策についてお伺いします。

去る七月二十九日、鹿角地域振興局で、「熊被害減少に向けた取組と人と熊が棲み分けられた地域づくりについて」をテーマに、地元猟友会関係者、鹿角市、小坂町の担当者と意見交換会があり、今年の出没や有害駆除の状況と課題について意見を聞いてまいりました。

鹿角地域はもちろんです。県内全域においてクマの出没が増加しており、出没箇所は市街地の中心部にまで及んできているほか、農作物に対する被害件数が大幅に増加しています。クマの存在は県民生活の安全を脅かしており、多くの県民が不安を感じており、抜本的な対策については、最前線となる各市町村では限界があると同いました。

そこで、県では現在秋田県内にツキノワグマが何頭生息していると把握しているのか、また、秋田県水と緑の森づくり税を財源とする緩衝帯等整備事業により、クマの移動経路となっている森林等の刈払いを行うなど、既に取っている対策もあると思いますが、クマ被害の現状を考慮

すると、各実施主体が希望する市街地での刈払いや、AIや監視カメラ等を駆使して、市街地に来る前に広域的に出没を抑制するなど、県民の生命と財産を守るよう抜本的な対策が必要だと思いますが、今後の県の対策について知事の考えをお伺いします。

次に、鳥獣被害対策実施隊の活動支援についてお伺いします。

鳥獣被害対策実施隊の有害駆除活動に充てる国の鳥獣被害防止総合対策交付金について、ここ数年、各市町村では要望額に満たないことにより、不足分を各市町村が負担している状況と伺いました。市町村では、人材、財源が限られている中においても現場対応に迫られているのが現状であり、市町村負担を軽減するためにも、国からの要望不足額を県で支援することはできないのでしょうか。その支援分があれば、不足している箱わなの作成費に回すなど、農作物等の被害軽減につながる取組に利用ができると思います。鳥獣被害対策実施隊の活動について、県としても支援を拡充する必要があると思いますが、知事の考えをお伺いします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（工藤嘉範議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君）登壇】

●知事（鈴木健太君） おはようございます。児玉議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、私の政治姿勢と公約のうち、政治姿勢であります。

私は、知事就任当初から、まずは、県政推進の土台づくりとして、前例踏襲に陥り固定観念にとらわれがちな行動様式や、満足できない数値結果にも甘んじる姿勢など、県庁内における旧来的な組織文化から、「成果追求型」の組織風土への変革に着手してまいりました。

補正予算の編成作業や各種事業の検討などを通じ、県庁内の意識が成果にこだわるマインドに変わりつつあるとの手応えを感じており、途上

段階ではあるものの、順調なスタートを切れたものと考えております。

また、県民との意見交換の開催方法を工夫するなど、より多くの方々との対話に努めてきたところであり、引き続き、県内各地にくまなく足を運び、現場のニーズを的確に捉えて施策に反映してまいります。

今後も、初心を忘れることなく、県政の効果的な運営に努め、任期四年間のうちに、県民が実感できる形で一つ一つの施策の成果を確実に積み上げてまいります。

次に、選挙公約であります。

これまでは、私が掲げた公約を、県の政策や施策として具体化する準備段階であり、このため、まずは、全庁の司令塔組織としてマーケティング戦略室を設置し、より精度の高い施策を展開するための体制を整えているところであります。

移住定住の促進をはじめ、人口社会減の縮減に向け速やかに進めるべき取組については、いち早くマーケティング手法を活用するとともに、その他の事業についても、成果を積み上げるための工夫を重ねながら、施策全体の底上げを図ってまいります。

施策によっては、成果がすぐに現れるものもある一方で、時間がかかるものもあることから、拙速に進めるのではなく、課題の本質を見極めながら、着実な成果につなげてまいります。

また、今後本格化する次期総合計画の策定や当初予算の編成作業の過程において、公約に掲げた政策をしっかりと盛り込みながら、実効性の高い施策を打ち出すとともに、その効果を最大限発揮できるように取り組み、県民の期待に応えてまいりたいと考えております。

次に、あきたニューtral宣言であります。

人口減少や少子化などの困難な課題を克服していくためには、県民誰もが、立場や関係性にとらわれないことなく、率直に対話しながら、自分らしく暮らしていくことのできるニューtralな地域社会をつくり上げることが必要不可欠であると考えております。

こうした考えのもと、県政運営においては、県民との意見交換会や様々な現地視察などを通じて、できるだけ多くの県民から生の声を伺うよう心がけているほか、県と市町村が、秋田の発展に向けて共に取り組んでいけるよう、各市町村長と対等な立場で忌憚なく議論できる関係を築いてきたところであります。

また、医療提供体制や教育環境などの地域間格差については、基本的に人口減少問題と多くの部分で重なるものと捉えております。

その解消に向けては、人口減少の抑制に直接つながる取組を推進するとともに、人口減少下においても、全ての県民が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、持続可能な地域づくりに向けた取組を展開してまいります。

次に、農水産物や食品の輸出促進のうち、今後の輸出戦略とトップセールスの成果であります。

今般の台湾のトップセールスでは、輸入業者や百貨店等に対し、県産品の取引拡大への要請を行い、台湾各地に店舗展開する量販店等との間で、秋田紅あかりや日本酒の新規取引が成立したところであります。

量販店等からは、本県農畜産物や日本酒に対する高い評価に加え、取扱量をさらに増やしていきたいとの前向きな意見をいただいたほか、客層に応じた多様なマーケットの存在に、更なる輸出拡大の可能性を感じたところであり、ロットの確保や物流コストの低減などの課題を解決していく必要があるものと考えております。

今後は、秋田県農畜産物輸出促進協議会をプラットフォームとして、マーケティング手法を活用しながら、多様な消費者ニーズを的確に分析することにしており、米を基軸としながらも、牛肉や果樹などの高付加価値品目の輸出拡大に向け、生産能力や物流ルートの強化により輸出障壁を解消することで、四年後の輸出額を四十億円にまで伸ばす目標を掲げたところであります。

また、アジア圏で評価の高い日本酒などの加工食品と農林水産物を一

体的に売り込むこととしており、輸出額の飛躍的な拡大に向け、オール秋田で果敢にチャレンジしてまいります。

次に、輸出品目の今後の展開であります。

本県の昨年度の輸出額は、過去最高の約九億円となりましたが、目標に掲げる四十億円の達成に向けては、主力の米をはじめとする海外への販路拡大に取り組む事業者や産地の育成とともに、輸出品目の拡大が重要であるものと考えております。

台湾やシンガポールでは、本県でも生産に取り組むサーモンやしいたけなどに対するニーズが高まっており、大きな可能性を感じているところではありますが、水産物や畜産物、果樹などの輸出に当たっては、十分な取扱数量の確保や、検疫などの輸入規制への対応が大きな課題であると捉えております。

このため、県輸出促進協議会において、秋田牛に次ぐ品目として、まずは米のフラッグシップ輸出産地への登録に向け、課題等を整理し、海外の規制やニーズに対応できる産地の育成、栽培技術の確立など生産体制の整備に取り組んでまいります。

なお、かづの牛は、低カロリーな赤身肉が特徴で、消費者の健康志向に沿った魅力のある牛肉であると私も高く評価しておりますが、輸出を目指すには、出荷頭数が少ないことに加え、海外ではサシの入った和牛肉のニーズが一般的に高いといった課題があります。

このため、まずは、飼養戸数や頭数など、生産基盤の強化を図るとともに、GI登録による地域ブランドの強みを生かし、国内での需要拡大に向け、認知度向上や販路拡大などの産地の取組をサポートしてまいります。

次に、地域医療提供体制の確保充実のうち、新しい地域医療構想であります。

二次医療圏の広域化は、今後の更なる人口減少や高齢化による医療ニーズの変化、医療従事者の不足や偏在を見据え、限られた医療資源を

有効に活用し、持続可能な医療提供体制を構築していくことを目的に行ったものであります。

こうした医療圏の広域化において、医療機能を分担し、連携を進めることは、決して医療を遠ざけるものではなく、むしろ、必要な医療を地域に残し、バランスの取れた医療提供体制の構築を目指すものであります。

現行の地域医療構想は、入院医療を中心とした内容でありましたが、新たな構想は、外来や在宅などの身近な医療を含めた地域医療全体の在り方を描くものであり、策定に当たっては、今後示される国のガイドラインを踏まえつつ、地域医療構想調整会議等を通じて、本県医療の目指す姿を共有し、幅広い関係者と十分に協議を重ねてまいります。

また、身近な医療から一般的な入院医療までを単独の市町村で完結することは難しく、二次医療圏単位で医療機能の分担と連携により支えていく必要があるものと考えております。

このため、市町村が計画を策定する際には、県の医療構想と相互に調和の取れたものとなるよう、情報共有を図るとともに、必要に応じて助言を行うなど、積極的に協力してまいります。

次に、地域枠の医師の県境を越えた派遣であります。
鹿角地域における医師確保や医療提供体制の充実のため、県では、平成二十二年以降、鹿角市・小坂町と連携して、岩手医科大学に寄附講座を設置しているところであります。

地域枠による義務履行中の医師の、県境を越えた派遣という御提案については、県外からの医師派遣の可能性を広げるものであり、特に、県をまたいだの受診行動が見られる県境部においては、双方の県民にメリットがあるものと考えております。

また、義務履行中の医師本人にとっても、キャリア形成の選択肢が広がることとなるため、不利益にはならないものと受け止めております。
しかしながら、地域枠は、地元の医師確保を目的とした医学部定員の

臨時的な増員であり、県外での義務履行は制度本来の趣旨とは異なる運用となるほか、秋田県側からも医師を派遣し、相互派遣という形を取る事が可能なか、といった課題もあると考えているとあります。

このため、まずは、国や関係大学から意見を伺いながら、岩手県と共に制度上の制約や実務上の課題を整理し、相互派遣の実現に向けた検討を進めてまいります。

次に、外国人材の確保のうち、その課題と今後の取組であります。

昨年度、県が行った調査では、外国人材受入れの課題として、文化の違いや費用負担などが挙げられており、企業が抱えるこれらの不安を取り除き、受入れを後押しする必要があるものと考えております。

また、今後、導入される育成就労制度では、一定の条件下で、外国人材の県外への転職も可能となることから、県内で長く働いてもらうための魅力的な環境づくりが、これまで以上に重要となります。

このような状況に対応するため、今年度、外国人材の受入れや、共生・定着に向けた環境の整備を支援する補助制度を創設いたしました。地域との交流のほか、空き家の改修など、想定を上回る企業からの申請があり、今議会に増額の補正予算案を提出したところであります。

こうした企業の動きに対し、市町村においても独自の支援制度を設けるなど、地域全体で外国人材を支える取組が活発化してきており、今後も、市町村や関係団体とも連携しながら、外国人材が安心して働き、暮らし続けられる環境の整備を着実に進めてまいります。

次に、受入体制の拡充であります。

国際的な人材獲得競争が一層過熱することを見据えると、外国人材に選ばれる地域となるためには、受皿として地域の魅力を高めるとともに、特定の国や地域と戦略的な協力関係を構築していくことの両面からの取組が、極めて有効な手段であるものと認識しております。

このため、まずは、日本語学習支援や住居支援など、外国人材が働きやすく、安心して暮らせる環境整備を進めることが必要であり、現在、

補助制度により、これらの取組を後押ししているところであります。

今後については、日本への人材送り出しの増加が見込まれるインドネシアをターゲットに据えて、関係強化を図ることにしており、今年度は、県担当部局が現地の送り出し機関を訪問し、秋田で働く魅力をPRしながら、意見交換を行う予定としております。

こうした取組を進めた上で、来年度には、安定的かつ継続的に人材を派遣できるよう、インドネシア政府機関との協定を締結するなど、揺るぎない関係構築を図ってまいります。

次に、クマによる被害防止対策のうち、生息頭数の把握状況と今後の対策であります。

今年度クマの目撃件数は例年を大幅に上回っており、九月十五日現在、人身事故は死亡一件を含め十一件発生するなど、深刻な状況となっております。

ツキノワグマの生息数は、カメラトラップ調査により令和二年四月時点で推定されたデータを基にシミュレーションを行い、今年の四月時点で約四千頭と推定しているところであります。

生息数は、被害防止対策を推進する上で基礎となる重要なデータであることから、現在、改めてカメラトラップ調査を実施しており、来年三月には最新の生息数を推定できる見込みとなっております。

県としましては、人の日常生活圏への出没を抑制するため、市町村と連携した市街地の放任果樹の伐採や、やぶ化した原野等の刈払いを強化するほか、ゾーニング管理を見直し、市町村が「管理強化ゾーン」を設定した上で行う予防的な管理捕獲を支援することとしております。

また、人里への侵入経路や、効果的な遮断方法についても調査と研究を進めるほか、デジタル技術を活用した他県の事例を参考にしながら、総合的な被害防止対策に取り組み、県民の安全・安心を確保してまいります。

次に、鳥獣被害対策実施隊に関する活動支援であります。

国の交付金については、要望が全国的に増加したため、本県への配分額は要望の約七割となっておりますが、市町村が負担する被害防止に係る経費の八割に特別交付税が措置されており、一定の負担軽減のもと、有害鳥獣の捕獲や緩衝帯の整備などの対策が講じられております。

県としましては、引き続き、国に対して交付金の十分な予算の確保を要望するほか、実施隊や市町村職員を対象とした研修会を開催し、電気柵や箱わなの効果的な設置方法等の優良事例を普及啓発するとともに、市町村の要請に基づき、必要なアドバイスを行うなど、鳥獣被害防止活動をサポートしてまいります。

私からは以上です。

【農林水産部長（藤村幸司朗君）登壇】

●農林水産部長（藤村幸司朗君） 私からは、農水産物や食品の輸出促進のうち、かづの果樹センターについてお答えいたします。

かづの果樹センターは、研究・普及・行政の機能を併せ持ち、試験研究に加えて担い手の育成など、果樹産地を総合的に支援することを目的として、平成二十二年度に現在の体制に再編し、これまで秋田紅あかりや北限の桃の産地化を後押ししてまいりました。

現在は、モモの低樹高省力化栽培技術の開発や、秋田紅あかりの輸出向け防除体系の構築、温暖化を逆手に取ったシャインマスカットの導入など、現場のニーズに対応した試験研究と農家への普及に取り組んでおります。

一方、担い手の高齢化により、産地規模の縮小に歯止めがかからないほか、センターは施設の老朽化が著しく、飲料用水が衛生基準を満たさないなど、建物の維持が困難な状況となっております。

今年度中に策定する予定の次期「あきた公共施設等総合管理計画」において、センターは地域振興局への業務の集約等と併せて検討を進めていくこととしており、現地実証や技術の普及、担い手育成などの業務は、鹿角地域で継続していく方向で関係機関と協議してまいります。

私からは以上であります。

●十七番（児玉政明議員） 答弁ありがとうございます。何点か再質問させていただけます。

最初に、輸出の関係ですけれども、四年後の四十億円の目標に向けては、かなり頑張っていないといけない数値だと思いますけれども、新しい品目の拡大も含めまして、新しい輸出先の国とかそういった目星はあるものでしょうか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） まずは、重点的に台湾、タイといった既存の輸出ルート、品目があるところ、これをしっかりと伸ばしていくことを第一に考えております。もちろんもつとほかに、その品目と——その輸入障壁が結構国によってまちまちなものですから、そこをしっかりと新しい販路があるかどうかというものは、もう少しこれまで以上に視野を広げて検討していこうとは思っておりますけれども、今回の大きな目標を掲げている、その主力は既存のルートをしっかりと拡大をしていくということでございます。

●十七番（児玉政明議員） ありがとうございます。二点お願いします。

医師の地域枠の派遣についてでございます。岩手県とも課題について調整しているという答弁であったと思いますが、やはり一番の大きな課題は、財政的な支援ではないかと思いますが、それでよろしいですか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） まずは、やはり総合的な派遣になっても大丈夫なのかどうなのかということでありまして。様々な制度の障害がありますから、そこをクリアできるのかだと思います。もちろん財政的にも様々な負担が発生するとは思いますが、そこは決して後ろ向きではなくて、答弁申し上げたとおり、しっかりと課題を見いだして、はっきりと整理した上で、一つ一つクリアをしていくということを検討したいと思っております。

●十七番（児玉政明議員） もう一点、クマの生息頭数ですが、前回の推

計では四千四百頭であったと思いますが、今現在このようにたくさん出
没しておりますが、今年の四月の時点では約四千頭と推定しているとい
うことでありますが、これだけ出没してもやはりクマの数は減少して
いるという認識でよろしいでしょうか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 令和二年に一回カメラトラップ調査をして、それ
から今年目になります。その年ごとに、そのカメラトラップ調査に
基づく数字に対して様々な想定を掛け合わせた上での試算、推算になっ
てきますので、どうしても一年たつごとに精度が悪くなつていきます。
それで今年改めてカメラトラップを行っておりますので、その結果四千四
百、四千とちよつと減少したような数字になっておりますが、あまり自
信を持って減少していると言える状況にはないと、私も正直思っており
ます。

●議長（工藤嘉範議員） 十七番児玉政明議員の質問は終わりました。
暫時休憩いたします。再開は十一時十分といたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時十分再開

出 席 議 員	四十一名
一 番 佐藤光子	二 番 福田博之
三 番 山形健二	四 番 川邊隼之介
五 番 高橋健	六 番 武内伸文
七 番 小棚木政之	八 番 高橋豊豪
九 番 瓜生望	十 番 松田豊臣
十一番 加賀屋千鶴子	十二番 櫻田憂子
十三番 佐藤正一郎	十四番 島田薫
十五番 宇佐見康人	十六番 住谷達
十七番 児玉政明	十八番 小山緑郎

十九番 小野一彦	二十番 加藤麻里
二十一番 薄井司	二十二番 三浦茂人
二十三番 鈴木真実	二十四番 佐々木雄太
二十五番 杉本俊比古	二十六番 佐藤信喜
二十七番 今川雄策	二十八番 高橋武浩
二十九番 小原正晃	三十番 渡部英治
三十一番 北林丈正	三十二番 竹下博英
三十三番 原幸子	三十四番 工藤嘉範
三十五番 加藤欽一	三十六番 石田寛
三十七番 三浦英一	三十八番 柴田正敏
三十九番 川口一	四十番 鶴田有司
四十一番 鈴木洋一	

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（工藤嘉範議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第一、一般質問を継続いたします。十二番櫻田憂子議員の発言を
許します。

【十二番（櫻田憂子議員）登壇】（拍手）

●十二番（櫻田憂子議員） 立憲民主党会派の櫻田憂子です。どうぞよろ
しくお願いします。

はじめに、戦争体験や記憶の若者への継承について伺います。
今年で終戦から八十年を迎えました。多くのメディアで、過去の戦争
をたどり、自分たちのありようを問う、様々な報道がなされました。戦
争体験者が高齢化し減少していく中で、戦争体験やその残酷さ、不戦の
誓いをどのようにして継承していくのが問われています。

秋田県でも、土崎空襲をはじめとする各地での惨禍、花岡事件や朝鮮人強制連行の歴史などを後世に伝えるための取組が根気強く進められてきました。その継承は同じように課題であると考えます。

二度と戦争を繰り返さないために、どのようにして、戦争の事実や残酷さ、不戦の誓いを若い方々に伝えていこうとお考えなのか、まずは知事の思いを聞かせてください。

次に、戦後八十年の取組について伺います。

各県の公式サイトによれば、戦後八十年の取組として、山形県では「県民平和記念千羽鶴」の作成を呼びかけています。宮城県でも県立図書館で映画などの展示が行われています。また、青森県では被爆体験の継承として、県在住の被爆者の証言ビデオが視聴できるようになっています。

しかし、秋田県の公式サイトを戦争、平和、土崎空襲、花岡事件などの単語で検索しても一つもヒットしません。平和や戦争を記録する取組も県民への紹介も、戦後八十年のメッセージすら上がっていませんでした。

戦後八十年を迎え、県民や若い世代に向けた知事からのメッセージを発信するなど、何か取り組むおつもりはないかお伺いします。

また、青森県の例を参考に、これからますます減少していく戦争体験者や県内の被爆者の証言を県として記録し公開していくお考えはないか伺います。

併せて、男鹿市で発見されたB―二九の一部を戦争遺構として保全していくおつもりはないか、お考えをお聞かせください。

次に、非核・平和宣言について伺います。

一九九五年、秋田県議会は、秋田県「非核・平和宣言」を決議しました。また、県内全ての自治体または地方議会でも同様の宣言が行われました。以降、自治体によっては庁舎や駅前などに「非核平和宣言のまち」として掲げたり、ホームページに掲載したりして、自らの姿勢を示

しています。しかし、県の公式サイトにはその掲載がなく、ネットを検索しても、宣言した事実や内容を県民が知ることはできません。

八月六日の広島市の平和記念式典において、湯崎広島県知事が、「核抑止はフィクションであり、普通の物理的真理ではない。」と明言したことに強く共感し感銘を受けました。

二〇二一年には核兵器禁止条約が発効され、二〇二四年には日本の被団協がノーベル平和賞を受賞するなど、核保有国の思惑とは裏腹に、世界の人々の核兵器廃絶への思いは高まっています。

こうした思いを秋田県から世界に向け発信することで、県が進める国際交流や国際貢献もさらに進展するのではないのでしょうか。

知事は、三十年前、秋田県議会の先輩たちが非核と平和への思いを強く掲げて決議した非核・平和宣言の意義をどのように受け止めていらっしやいますか。また、この八十年の節目に、非核・平和宣言にもう一度光を当て、公式サイトに掲載するなどして、宣言が示す意義と内容を広く県民に周知しアピールしていくべきだと考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、子どもの権利条例の制定について伺います。

二月の予算特別委員会総括審査での質問に対し、佐竹前知事は、「子どもは生まれながら権利を持っていることを中心に、子ども・子育て条例に盛り込み県民にアピールしていくべきだ。」という見解を示しました。

県内には、子どもを未熟な存在と決めつけ、本来子どもが考えたり決めたりすべきことまで大人が決めてしまったり、子どものくせにと、言動を制限してしまう意識が根強く残っています。また、子どもの権利について、当の子どもたちが十分理解していない現状もあります。

ある中学校で、学校の校則について変えたい点はないか考えてみたらどうかと投げかけたところ、「特に変えたいところはない。」と子どもたちが答えたそうです。

自分たちが持っている権利を知らないために校則の問題点に気づかないのか、気づいていてもそれを表明できないのかは分かりませんが、大人の指示を受け続ける中で、自分で決定するより、大人が決めたことに従って生きるほうが良いのだという刷り込みがあるのではと不安を感じます。

子どもの権利条約総合研究所のサイトには、各自治体の子どもの権利条約一覧が掲載されています。二〇二五年四月現在、全国で八十一自治体が制定していますが、そのうち都道府県としての条例制定は四県です。秋田県には一つありません。

国内初の子どもの権利条例は、二〇〇〇年十二月に公布された神奈川県川崎市の子どもの権利に関する条例」です。第二章に「人間としての大切な子どもの権利」として、子どもが分かるやさしい言葉で子どもの権利が明記されています。権利の主体者である子どもたちにも、まずは知ってもらいたい、そういう思いが込められた条例として優れたものであると感じています。

一方、四県の条例を見ると、子どもの権利の内容よりも、どのように権利を保障していくのかといった、大人や行政が進めるべきことを中心とした構成になっています。

もし、子どもの権利を条例に明記していただけるなら、子ども・子育て条例の改正ではなく、子どもや若者を交えての検討委員会を設置するなどして、検討過程に子どもたちが参画し、一緒に考え、子どもたちが自慢したくなる、「秋田県子どもの権利条例」を作っていたいただきたいと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、子どもの権利の理解促進への取組について伺います。

四月からスタートした「第四期あきたの教育振興に関する基本計画」では、横断的に取り組む重点施策の中に、「子どもの権利などの理解促進や人権感覚の涵養に取り組む」といった方針を掲げていただきました。しかし、二〇二二年にNPO法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

が実施した「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」では、「内容までよく知っている」と回答した教員は約二割にとどまっています。また、「遊ぶ・休む権利」や「意見を聴かれる権利」などを正しく理解できたのは約六割となっています。知らないことを理由に学校現場で権利侵害が行われることはあってはなりません。

まずは、教職員に対し、子どもの権利の理解促進をどのように行っていくのか。また、子どもや保護者・地域に向けて、理解促進のためのリーフレットや副教材などを準備する方向性はないのか、教育長の御所見を伺います。

次に、誰一人取り残さない不登校支援について伺います。

「第四期あきたの教育振興に関する基本計画」では、いじめと不登校を切り離し、不登校児童生徒への支援の推進を、基本方針三の「誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進」の中に位置付けていただきました。また、不登校児童生徒への学びの保障や毎日通いたくなる魅力ある学校づくりの推進についても明記されました。

こうした中、秋田市は令和九年度を目的に「学びの多様化学校」の開設準備や、人員配置を伴った校内教育支援センターの設置を始めました。文科省の調査によると、不登校支援を行う支援員を配置した校内教育支援センターでは、利用する児童生徒の約七割で不登校傾向が改善されたとのことです。

一方、学校現場の教職員の意識改革はまだまだ不十分だと言わざるを得ません。二〇二三年に秋田市の「不登校・登校しづりを支えるプロジェクト」が実施したアンケート調査では、学校とのやり取りに関して次のような困りごとが上位を占めています。「学校へ、毎日欠席の電話連絡を入れるのがとても苦しかった」など、欠席連絡に関することが五九・六%、配布物などの受渡しに関することが五三・一%、登校しないことに関する先生と保護者の認識のずれに関するものが四八・四%、登

校を促す働きかけや子どもへの声かけ・家庭への電話・家庭訪問など登校刺激に関することが四〇・六%などです。

学校はこれまで、子どもが登校できるようになってほしいという願いから、家庭との連携を密にすることを積極的に行ってきた。しかし、自由記述を読んでもみると、学校側からのそうした声かけや働きかけが、学校に行っていないことへの罪悪感や不安感を増長させ、時には状態の悪化につながってしまった例も見受けられます。

学校や教職員には、不登校を減らすことを主眼に置くのではなく、子ども一人一人にとっての最善とは何かを基本に不登校支援を行ってほしいと考えます。そのためには、もっと当事者である子どもたちや不登校経験者、保護者の声を聴き、政策や現場教職員の研修などに取り入れていくことが重要ではないでしょうか。

不登校支援における、学校と保護者の認識のずれをどのように把握しているのか。今後、不登校の子どもたちや保護者への対応はどうあるべきだと考えているのか。また、教職員への研修はどのように進めるおつもりなのか、教育長の御所見を伺います。

さらに、子どもたちが通いたくなる魅力ある学校の実現に向けどのような取組を進めていくおつもりなのか、また、校内教育支援センター支援員の配置増を進めるおつもりはないか併せて伺います。

次に、教員の働き方改革について伺います。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正法が、六月十一日に成立し、教職調整額は来年一月から段階的に一〇%まで引き上げられることになりました。今回の改正では法の趣旨そのものの変更はなく、教職調整額が一〇%になったとしても、歯止め四項目以外では原則、時間外勤務は命令できないことも変わりありません。

給特法は昭和四十六年から施行され、その十年後に私は学校事務として勤務しました。その時既に、教職調整額が払われているのだからと平

気で時間外勤務を命じている管理職がいましたし、保護者や地域の皆さんにもほとんど理解されていませんでした。

もし、時間の経過とともに、教職調整額一〇%が時間外勤務の代償ではないという認識や理解が薄らいだら、毎日一時間程度の残業が当たり前になり、帰りにくい状況が作り出されてしまうのではないかと、過去の経験から強く危惧します。

教員には原則時間外勤務を命じることはできないのだという法の趣旨を、管理職のみならず現場の教職員や保護者・県民にしっかりと理解していただくことが重要だと考えますが、どのような対策を講じるのか、教育長の見解を求めます。

また、国のプランでは、二〇二九年度までに平均時間外在校等時間を月三十時間まで減らすとありますが、いまだ四十時間を超える教員が多数いる中で、どのようにして目標を達成するおつもりなのか、具体策と教育長の意気込みを伺います。

次に、学校サポーターの配置について伺います。

学校サポーターは、毎年増員していただいているものの、国が目標としている全校配置には至っておりません。

働き方改革における学校サポーター配置事業の効果をどのように分析しているのか。また、これまでも質問してきましたが、今後全校配置していく予定はあるのか、教育長の見解を伺います。

次に、指定管理者制度の見直しと、現に生じている諸課題への対応について伺います。

六月県議会の総括審査において、令和八年度から五年間の予定で指定する指定管理料の債務負担行為限度額の人件費の算定について質問いたしました。

知事からは、人件費が上がっていかないような厳しい運営状況について、「現状については厳しく認識し、検討していきたい。」などの答弁をいただいたところです。

私自身、六月時点では四事業者の状況しか聞いていなかったため、八月に指定管理料が支払われている指定管理者五十一事業者を対象に、令和二年度から六年度における運営についてアンケート調査を行いました。御回答いただいた四十一事業者の調査結果を報告しながら、より具体的な課題について質問します。

最初に、制度の見直しに関する課題について質問します。

過去五年間の運営状況についての質問では、約半数が「支出が収入を上回っている」または「年度によって上回っている」と回答、そして半数が「何とかやりくりをして収入の範囲に収めるようにしている」と回答しており、「概ね収入の範囲で運営できている」と回答したのは一件しかありませんでした。その原因としては、「人件費の引上げ」が九〇%、「電気料や燃料費等の高騰」が七七・五%、「物価高」が六七・五%となっており、「利用料金の減収」の二五・九%を大きく上回りました。

つまり、事業の好調・不調にかかわらず、多くの事業で賃上げや燃料費の高騰、物価高などが運営を苦しめているということになります。さらに、約二〇%の事業者では、赤字分をほかの事業会計から補填しています。

具体的な記述では、「契約時との価格変動が大きかった。」、「契約が五年間かつ単年度ごとに基本清算というルールも管理を難しくしている。」、「指定管理料金をその年の物価指数に合わせて毎年調整してほしい。」、「など、五年単位の協定が情勢変動に対応できていないことへの指摘も多くありました。

民間事業であれば、物価高や賃上げを利用料金に価格転嫁することも可能です。しかし、これら事業の利用料金等は県条例で上限が定められており、事業者判断だけでは引き上げることができません。

指定管理者制度導入の目的である、経費の縮減を図ることが、民間ノウハウの活用成果ではなく、単に低賃金と指定管理者の身を削る努力

によって達成しているだけだとすれば、指定管理者制度の狙いそのものは何だったのかと疑わざるを得ません。

県は、約半数の事業で赤字経営となっている要因をどのように分析しているでしょうか。また、今後、どのような対応をしていくおつもりなのか、総務部長に伺います。

次に、人件費についてです。

職員の賃金をどのように感じているかという質問には、「適正水準である」、「どちらかといえば適正水準である」が四三・九%であるのに対し、「低水準である」、「どちらかといえば低水準である」が五三・六%と半数を超えました。

それを選んだ理由として最も多かったのは、「現在の賃金水準では、適切な人材を確保・雇用継続するのが難しいから」で七二・七%になっています。自由記述にも「求人募集しても、働き盛りの世代の応募がない。」、「相談業務など、専門的な知識とスキルを必要とするが、現在の指定管理料ではそのような人を雇用するのは難しい。」などが寄せられています。制度導入の目的である「利用者に対するサービスの向上」どころか、低下につながりかねない状況が生じていると考えます。

さらには、「全国のほかの施設と比較して低水準だから」が二七・三%で、自由記述には、「県職員の年齢による平均賃金と比較して、著しく低水準」との声もありました。本来、県が企画し実施した事業であり、指定管理する事業者がいなければ、県職員が運営に当たってもおかしくない事業です。

県として、指定管理事業で働く皆さんの賃金水準について基本的な考え方を示すべきではないかと考えますが、総務部長の御所見をお聞かせください。

さらに、六月議会では、委員会の審査において、会計年度任用職員と同等の水準で算定しているとの答弁がありました。自由記述の中に、「県で雇用している会計年度任用職員には賞与が設定されているのに、

指定管理者においては、予算として認められなかった。」とありました。また、賞与だけでなく、退職金も予算化されていないため、求人の際、賞与や退職金を提示できないともありました。

指定管理料の算定に当たり、人件費に係る賞与や退職給付費用については、全庁統一的に県の会計年度任用職員と同様に設定すべきと考えますが、総務部長の御所見をお聞かせください。

次に、指定管理期間中における賃上げ制度について伺います。

過去五年間の賃上げ状況については、三九%が「県内の情勢に合わせて賃上げができています」と回答しています。その他を選んだ一合わせて賃上げを行っている」と回答しています。その他を選んだ一九・五%も、「公務員の人勸を参考に引き上げている」など何らかの賃上げが行われており、「ほとんど行っていない」は一事業者にとどまりました。約半数の事業者が赤字という状況の中で賃上げの努力はなされていますが、その四割は最低賃金の引上げに伴っての賃上げであり、「期間中、指定管理料は変更されなかったため、最低賃金変更以外での賃上げは予算上不可能である。」などの声が届いています。

人件費については、六月議会では、令和八年度からの指定の場合は令和六年度の賃金水準を基準に五年間分を積算しているとの回答であり、令和七年度以降の賃金水準の上昇分は積算されていません。六月議会でも申し上げましたが、昨今の官民を挙げた賃上げムードや春闘妥結率の上昇、右肩上がりによって大きく変わっていく地域別最低賃金の動向などを考えたとき、この積算方法は破綻していると言わざるを得ません。

こうした状況を踏まえ、お隣の岩手県では、「指定管理者制度における賃金スライド制度」を導入し、今年四月から運用を始めています。導入の目的・趣旨には次のように書かれています。「近年、岩手県の最低賃金は毎年上昇しており、人件費の高騰が指定管理者の経営リスクにつながり、ひいては業務履行の質の低下を招く恐れもあると考えられる。」まさに、秋田県の状況そのものです。

賃金水準の上昇傾向は今後も続く予測される中、秋田県としても、賃金スライド制度のような仕組みを早急に検討し導入すべきと考えますが、総務部長の御所見をお伺いします。

さらに、同様の理由から、物価高に対応できるよう物価スライド制を導入すべきと考えますが、併せてお伺いします。

次に、昨今の賃上げと物価高騰に対する緊急対策について伺います。

先月二十五日、鈴木知事の働きかけもあり、秋田県の最低賃金を八円引き上げ、一千三十一円とするよう答申が出されました。

このことについて、まずは、六月補正で決定された指定管理料の債務負担行為限度額が、この引上げに対応できるものになっているか、対応できないとすれば何らかの措置を講ずる必要があるのではないかと考えますが、その予定があるのかお伺いします。

最低賃金の引上げは、労働者の生活水準の底上げを図り、地域間や労働者間の賃金格差を解消する上でも大変重要です。各界からの引上げ要請も高まり、本県で指定管理者制度が始まった平成十八年度からの五年間の引上げ額が三十七円だったのに対し、令和二年度からの五年間では二百三十九円の引上げになっています。

指定管理に関する基本協定書では、第二十八条三項に、「指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、相手方に通知することにより指定管理料の額の変更を申し出ることができるものとする。」とあります。六月議会でも、何度もその条項があるとの答弁がありました。しかし、この条項があるにもかかわらず、指定管理事業の約半分が恒常的に、または年度によって赤字である事実を見たとき、この条項の趣旨が十分に理解され、機能を果たしてきかたとは思えません。また、燃料費の高騰や物価高については、一部、支援金や補助金が支給されたことでもあります。人件費の上昇に関してはこれまで十分な手当がなされていません。

最低賃金の引上げなど賃金水準が大幅に上がっているのは明らかなの

ですから、上限額を算定したときの基準と現状を比較し、県として全指定管理事業者に対し賃金上昇分の保障を行うべきではないでしょうか。また、基本協定書の二十八条三項を活用する場合でも、県側から変更協議を働きかけて対応すべきではないかと考えますが、総務部長の御所見をお伺いします。

さらに、物価高騰などに対しても令和六年度と同じように支援していく考えがあるか、併せて伺います。

今回のアンケート調査では、私が思っていた以上の運営上の課題や不満、また、老朽化した施設の改修への要望が多く寄せられました。一方で、担当課がよく話を聞いてくれる、協議して改善していただいたという声も上がっています。しかし、個別の対応では何ともしがたい課題について、県全体で取りまとめるような仕組みになっていなかったのではないのでしょうか。

調査結果は、行政経営課に情報提供させていただいておりますが、いま一度、県全体で課題を洗い出し、改めるべきは改め、県民サービスの向上を図っていくべきと考えますが、最後に知事の御所見を伺って、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（工藤嘉範議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君）登壇】

●知事（鈴木健太君） 櫻田議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、戦争体験や記憶の継承のうち、若者への継承であります。

県では、これまで秋田県戦没者追悼式・平和祈念式典の実施や、秋田県遺族連合会の活動への支援等を通じ、平和の尊さを次世代へ継承することに努めてまいりました。

連合会が実施する「語り部事業」は、小・中学生をはじめとした戦争を知らない世代に対して遺族が戦争体験を直接語りかけるもので、二十一年間にわたり延べ百二十九回実施されており、戦争体験の継承に大きな役割を果たしております。

一方で、語り部の高齢化という課題も抱えており、県では、後継者確保のための研修会への助成を通じ、語り部の育成を支援し、戦没者の孫世代の参加や全県への活動の拡大が見られたところであります。

今後とも、連合会と協力しながら、戦争の記憶や平和への願いを次世代に伝えていくための取組を進めてまいります。

次に、戦後八十年の取組であります。

戦後八十年が経過し、戦争体験者が減少していく中で、県遺族連合会では、今年、青年部の鹿児島県知覧での研修や、戦後八十年記念大会の開催を予定しており、県もこの取組を支援することとしております。

また、戦争の記録については、連合会が、昨年度、戦没者遺児の戦中・戦後の体験談を収集し、県の支援により、記念誌として取りまとめられたほか、今年度は、体験談の語り部動画の作成を進めており、こうした記録が多くなの方の目に触れるよう、関係団体と連携して公開を推進してまいります。

さらに、戦争遺跡については、全県的な調査による現況把握が必要と考えており、市町村の協力を得て調査を始めたところであり、今後は、男鹿市で発見されたB―二九など、戦争遺跡の保全や活用方法について、有識者による検討を進めてまいります。

なお、県知事としてのメッセージは、毎年举行している戦没者追悼式・平和祈念式典において、歴代の知事が式辞を述べており、私も来月の式典において、戦後八十年の節目の年であることを踏まえたメッセージを発信するとともに、県のウェブサイトに掲載することとしております。

次に、非核・平和宣言であります。

戦後、我が国は、先人たちのたゆまぬ努力とともに、多くの国々の支援によって国際社会に復帰し、今日享受している平和と豊かさが、その礎のもとに築かれていることは、決して忘れてはならないものであります。

しかしながら、世界に目を向けると、今なお各地で悲惨な戦争・紛争が続く、核保有国による核兵器使用をうかがわせる動きがあるなど、我が国の安全保障環境は、一層不安定さを増しております。

このような世界情勢の中で、三十年前に決議された「非核・平和宣言」は、県民一人一人が夢や希望を持って暮らしていくために、平和な社会を守り、次の世代へと引き継いでいくことが大切であることを深く認識させてくれるものであります。

戦後八十年となり、私を含め戦争を知らない世代が多くを占め、記憶の風化が懸念される中、いま一度「非核・平和宣言」を見つめ直し、私たちの向かう未来の平和について考える機会とするよう、改めて幅広く県民へ周知してまいります。

次に、子どもの権利条例のうち、その制定であります。

「秋田県こども計画」においては、全ての子どもの権利を保障し、子どもが権利の主体であることを施策の一つとして位置付け、普及啓発に取り組んでいるところであります。

また、子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現に向け、更なる意識醸成を図るため、有識者や学生等の委員で構成する審議会において、子ども・子育て支援条例の改正に向けて検討を進めております。

子ども自身が権利を有していることを理解するためには、子どもの権利を逐条的に明記した条例を新設するよりも、世界で広く受け入れられている、子どもの権利条約が掲げる四原則や、各条項を学ぶことが適切であるものと考えております。

今後は、条約や条例を、児童生徒が授業で学んでいる副読本で取り上げるなど、子どもが自らの権利を意識し、内容の理解を深めるための支援を行ってまいります。

次に、指定管理者制度の見直しのうち、今後の方針であります。

指定管理者制度では、指定期間中における賃金・物価の変動により生じた費用については、基本的に指定管理者の負担として行うところであ

ります。

しかしながら、昨今の賃金や物価の大幅な上昇は、指定管理者側で負うべきリスクの範ちゆうを超えていることから、指定期間中の指定管理料について、賃金や物価の上昇が一定の水準を超えた場合への対応を検討してまいります。

今回のアンケート結果は、指定管理施設における状況をよく反映したものと受け止めており、今後は現場の声を聞く機会の拡大を図っていくこととしております。

こうした取組を通じて、施設運営上の課題等に対応し、働く方々の労働意欲の向上を図りながら、施設の安定的・効率的な運営と民間のノウハウを活用したサービスの一層の向上に努めてまいります。

私からは以上です。

【総務部長（伊藤政仁君）登壇】

●総務部長（伊藤政仁君） 私からは、四点についてお答えいたします。

まず、指定管理者制度の見直しのうち、事業者の経営状況についてであります。

指定管理料は、指定管理者の募集時に事業者から提出された事業計画書に基づいて決定されており、多くの施設は指定管理期間が五年に設定されております。

このため、近年の急激な賃金上昇や物価高騰以前に指定された指定管理者については、事業計画にそれらの上昇分が反映されておらず、経営が厳しくなっているものと考えております。

今後は、経営努力を超えるような賃金や物価の上昇等への対応を検討するとともに、現在、指定期間中の施設については、基本協定に基づき指定管理料の見直しを検討してまいります。

次に、人件費についてであります。

本県の賃金水準は依然として全国下位に位置しており、その向上に向けて県内企業の取組を支援していくことが重要であるものと認識してお

ります。

一方、指定管理者に限らず、全ての事業者において、雇用する者の給料や賃金は、最低賃金法などの法令を遵守しつつ、各事業者の経営判断に基づいて決定されるべきものであると考えております。

また、人件費に係る賞与や退職給付費用については、施設の性格や専門性、運営形態により職員の雇用形態や賃金体系が様々であり、一律の基準を設けることは困難であることから、個々の実情に応じて対応してまいります。

次に、指定管理期間中の賃上げについてであります。

昨今の急激な賃金上昇や物価高騰は、指定管理者の経営に大きな影響を及ぼしており、施設によっては安定的かつ持続的な運営が難しい状況にあるものと認識しております。

このため、他の自治体の取組事例も研究しながら、指定期間中の指定管理料について、賃金や物価の上昇が一定の水準を超えた場合への対応を検討してまいります。

次に、賃上げと物価高騰に対する緊急対応についてであります。

六月補正後に指定管理者の募集を開始した施設を含め、今回の最低賃金の引上げは債務負担行為限度額に見込んでおりませんが、施設の性格や専門性、運営形態により職員の雇用形態や賃金体系が様々であることから、施設を所管する部局から個別に状況を確認し、必要に応じて基本協定に基づき指定管理料の見直しを検討してまいります。

また、物価高騰への対応は全国的な課題であることから、国ではこれまで臨時交付金等により財源措置を行ってきたところであり、今後も国の動向を注視しながら、必要な支援を検討してまいります。

私からは以上です。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 櫻田議員から御質問のありました、子どもの権利条例のうち、子どもの権利の理解促進への取組についてお

答えします。

子どもの権利の理解促進や人権感覚の涵養は、子どもの健やかな成長と社会全体の発展にとって不可欠であり、子ども一人一人が尊重される社会を目指すことが重要であるものと認識しております。

現在、学校では、子どもが主体的に校則の見直しに参加する機会を設けるなど、様々な場面で子どもの権利を意識した学校運営が行われているほか、教職員に対しては、一人一人がその権利を深く理解し、実践に生かせるよう各種研修の充実を図っているところであります。

また、関係機関のウェブサイトやリーフレットなどを授業において効果的に活用していくとともに、PTAや学校運営協議会などの機会を通じて、保護者や地域に対する周知を図ってまいります。

県教育委員会としましては、教職員はもとより、子ども自身や保護者、地域の関係者が、子どもの権利を理解し、尊重することができるよう、取組の充実に努めてまいります。

次に、誰一人取り残さない不登校支援についてであります。

各学校では、訪問や電話連絡などにより不登校児童生徒の家庭での状況を確認するとともに、保護者も含めた教育相談や、校内教育支援センター等において、学びの保障に向けたきめ細かな支援が行われております。

一方で、児童生徒や保護者の中には、学校からの働きかけを負担と感じ、一定の距離を置きたいと考えている方や、意識のずれを学校に伝えることに困難を感じている方がいることも認識しております。

そのため、教職員とは異なった視点を持つ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談等を行うとともに、専門的な知見を基に、教職員への研修を実施することなどにより、児童生徒一人一人の実態に応じた不登校支援の在り方について、共通理解を図っているところであります。

また、国の委託事業を受け、羽後町の小・中学校において、子どもの

主体性や自己有用感を育む教育活動が展開されており、その成果を県内の学校に広く普及させることで、魅力ある学校づくりを進めているところであります。

県教育委員会としましては、校内教育支援センター支援員の充実も含め、今後も、全ての子どもたちの願いや思いに寄り添い、誰もが安心して楽しく通うことができる学校づくりや、一人一人のニーズに応じた学びの保障に向けた取組を進めてまいります。

次に、教員の働き方改革のうち、教員の時間外勤務についてであります。

このたびの給特法の改正により、教職調整額が引き上げられるもの、教員の時間外勤務の扱いは、条例で定められていることから、変わらないものと認識しております。

法改正の趣旨については、引き続き、管理職の意識啓発を図るとともに、様々な機会を通じて、教職員や保護者にもしっかりと理解を求めてまいりたいと考えております。

また、教職員の長時間勤務の解消は、教育の質の向上の面からも非常に重要なことと捉えており、県教育委員会では、「教職員の働き方改革推進計画」を策定し、校務支援システムや公立高校入試ウェブ出願システムの導入などにより、業務の効率化・省力化を進めているところであります。

さらに、長時間勤務の主たる要因となっている部活動について、市町村と連携し地域移行を一層推進するほか、研修の充実により管理職のマネジメント力の向上を図り、状況の改善に努めてまいります。

次に、学校サポーターの配置についてであります。
教員の業務改善と多忙化の解消を図る上で、学校サポーターは大きな役割を担っており、現在、教員の時間外在校等時間の状況や市町村の要望等に応じて配置を行っております。

県内の全ての小・中学校において、学校サポーターの配置に係る効果

について検証した結果、教員の時間外在校等時間の減少や児童生徒と向き合う時間の確保につながっていることが確認されており、一定の成果が得られているものと分析しております。

県教育委員会としましては、学校サポーターの配置の充実も含め、教員の働き方改革をより一層推進し、児童生徒の学びの質の向上に努めてまいります。

私からは以上であります。

● 十二番（櫻田憂子議員） 御答弁ありがとうございます。

一点、総務部長に質問をさせていただきたいと思っております。令和八年度からの指定管理の賃金について、条項に従って検討してくださるといふ答弁だったと思うのですが、今、入札等をして、実際の事業が始まるのは来年度からになり得ると思っております。確認は、今の段階で少し検討していくのか、それとも令和八年度以降に、それぞれの応札した事業者と一緒に検討していくのか、その時期についてお願いします。

【総務部長（伊藤政仁君）】

● 総務部長（伊藤政仁君） 二つございました、現在、既に指定管理料が決まっている施設については、基本協定書に基づく変更協議で対応していきたいと考えております。これから指定管理料が具体的に決まってくる施設については、どういうやり方ができるか今年度中に検討し、一定の方向性を出していきたいと考えております。

● 十二番（櫻田憂子議員） 知事に伺います。戦後八十年の取組で、今後行われる式典のメッセージがありますよね。そのメッセージについて、周知していきたいということでしたので、それはホームページ等に掲載をさせていただくとか、何かに載せていただくとか、そういうことでよろしかったですか。

【知事（鈴木健太君）】

● 知事（鈴木健太君） はい、そうですね。おっしゃるとおりにしようと思っております。八十年という節目、十年に一回訪れますが、今回に関

しては、やはり実際に戦争を見聞きした方がかなり少数になるという意味で、遺族連合会の皆さんともお話しても、相当特別な周年であるという認識でありますので、私としても、これまでより踏み込んだ形のメッセージの発出を考えております。

●十二番（櫻田憂子議員） 併せて、非核平和宣言も広く周知していきたいということでしたけれども、どういった方法で周知していかれる、これもホームページ等ででしょうか。確認をさせていただきます。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） まだ詳細詰めてないのですが、そうした電子的な周知の方法は有力な選択肢だと思っております。

●議長（工藤嘉範議員） 十二番櫻田憂子議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後零時休憩

午後一時三十分再開

出	席	議員	四十名	
一	番	佐藤光子	二番	福田博之
三	番	山形健二	四番	川邊隼之介
五	番	高橋健	六番	武内伸文
七	番	小棚木政之	八番	高橋伸豪
九	番	瓜生望	十番	松田豊臣
十一	番	加賀屋千鶴子	十二番	櫻田憂子
十三	番	佐藤正一郎	十四番	島田薫
十五	番	宇佐見康人	十六番	住谷達
十七	番	児玉政明	十八番	小山緑郎
十九	番	小野一彦	二十番	加藤麻里
二十一	番	薄井司	二十三番	鈴木真実
二十四	番	佐々木雄太	二十五番	杉本俊比古

二十六番	佐藤信喜	二十七番	今川雄策
二十八番	高橋武浩	二十九番	小原正晃
三十番	渡部英治	三十一番	北林丈正
三十二番	竹下博英	三十三番	原幸子
三十四番	工藤嘉範	三十五番	加藤鉦一
三十六番	石田寛	三十七番	三浦英一
三十八番	柴田正敏	三十九番	川口英一
四十番	鶴田有司	四十一番	鈴木洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（工藤嘉範議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。九番瓜生望議員の発言を許します。

【九番（瓜生望議員）登壇】（拍手）

●九番（瓜生望議員） 自由民主党会派の瓜生望です。

一般質問の機会を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様、そして本日傍聴にお越しいただきました、日頃より温かい御指導をいただいております皆様、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

このたびの豪雨災害で被災されました皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を目指し、対応を進めていくことが必要です。県当局にはこれまで以上の御尽力をいただきますよう、この場をお借りしてお願いいたします。

鈴木知事が就任されて早いもので約五か月になりました。これまで以上の重責の中、連日多忙な日々を過ごされていることと存じます。このたびの選挙で示された県民の期待を背負い、県政の舵取りを担っておら

れる知事に、心からの敬意を表します。

秋田県は今、人口減少や少子化、そして地域経済の停滞といった、喫緊の課題に直面しています。これらの課題を克服し、秋田の未来を切り拓くためには、これまで以上にスピード感を持った政策の実行が不可欠です。県民の皆様の声を真摯に受け止め、実効性のある議論を重ねることで、この危機的状况を乗り越え、県政を力強く前に進めていくことを期待し、また、県当局が一丸となつて、秋田の未来を拓くという強い思いのもと、県政運営に臨んでいただきたいと願っております。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

はじめに、秋田の高校スポーツの競技力向上について伺います。

かつて本県は「スポーツ王国」として全国に名を馳せておりましたが、近年、多くの種目で全国大会での成績が低迷し、その栄光は遠い過去のものとなりつつあります。この夏のインターハイの結果を見ても、本県代表が全国の舞台で戦えていないことは明らかです。

本県では、第二期目となる「チームAKITA強化・育成システム」を実施していますが、指定十競技の結果を見ると、育成の成果が少しずつ見られるものの、その取組が結果につながっているとは言えない状況です。国民スポーツ大会では、昨年の四十五位をはじめ、令和四年の三十一位、令和五年の四十一位と低迷し、少年種別においても同様に下降しております。

高校スポーツなどの成果があまり見えてこないこの現状を、どのように受け止めているのか、また、成果が上がってこない原因はどこにあるのか、観光文化スポーツ部長にお伺いします。

次に、新たな取組の必要性について伺います。

少子化が顕著な本県においては、競技人口の減少や部活動の縮小・廃部が進み、地域でスポーツを支えることが困難となつております。しかし、このような厳しい状況が続く中、本県からは毎年、東北大会を勝ち抜き、全国中学校体育大会の舞台で堂々と活躍するチームや選手が輩出

されています。これは、アンダー十五世代までの育成において、確かな成果を上げている証であると考えます。

一方で、有望な中学生が高校進学を機に県外へ流出する現状は深刻な課題です。これは、優秀な選手にとって魅力的な「受皿」、いわゆる全国トップレベルで戦える高校が県内に少ないことが大きな要因です。

私たちはこの現状を真摯に受け止め、全国で戦える選手にとって魅力的な「受皿」づくりを本気になって議論していく必要があるのではないのでしょうか。例えば、スポーツ科を設置し、進学先となる高校が個々の選手の能力や進路希望に合わせた専門的なプログラムを提供できるように支援することが考えられます。また、過去の反省も踏まえるべきですが、「強化拠点校制度」の復活も必要ではないでしょうか。これらの取組を、メリハリをつけて実施していくべきと考えますが、有望な選手が本気で全国や世界と戦うための「受皿づくり」、また、これを踏まえた第二期チームAKITA強化・育成システムの見直しなど、今後の高校スポーツの強化の方向性について、知事の御所見を伺います。

本県の競技スポーツの現場では、これまで指導を担ってきた教員が高齢化により現場を離れるケースが増えてきています。このことは、単に指導者の数が減少するだけでなく、競技力向上に必要なトレーニング理論や指導法が県内に浸透しにくくなるという、深刻な課題につながります。魅力的な指導者の不足も、有望な選手が高校進学を機に県外へ流出する一因となると考えます。

強化育成が「中学生まで」で途切れ、育った才能が県外に流出してしまふ状況を改善し、選手たちが全国で活躍できる環境を整えるためには、指導者の育成・招へいも不可欠です。

全国レベルで通用する質の高い指導者の育成・招へいに向けて、例えば、実績のある指導者や大学の専門家による戦術分析などの、より実践的な内容を含む定期的な講習会の制度化や、県外から優秀な指導者を呼び込むための住宅支援制度や報奨金制度の充実、そしてそのコーディネート

ネット機能を県が担うなど、具体的な取組の方向性を検討していただきたいと考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、スポーツの力が秋田の未来に与える影響についてお伺いします。高校スポーツの再興は、単なる競技力向上にとどまらず、県民に夢と感動を与え、地域を元気づける大きな力となるものです。記憶に新しい二〇一八年の金足農業高校の甲子園での大躍進などは、県民の心を一つにし、大きな喜びと誇りを生み出しました。

県内強豪校の活躍は、地域に活気をもたらし、子どもたちに「自分もあの舞台に立ちたい」という希望を与えます。スポーツを通じて育まれる挑戦する心、仲間との協調性、そして目標に向かって努力する姿勢は、未来を担う若者の育成につながり、こうした熱狂は、県民一人一人の秋田に対する愛着や誇り、すなわち「シビックプライド」を醸成することにもつながります。スポーツの力は、地域の人々の心のよりどころとなり、秋田の未来を拓く大きな推進力となるのではないかと考えますが、このスポーツの力が今後の秋田の未来に与える影響について、知事のお考えをお聞かせください。

次に、秋田の未来を拓く港湾整備の推進についてお伺いします。

先日、男鹿ナマハゲロックフェスに足を運びました。県内外から多くの人々が男鹿に集い、たくさんの笑顔が咲き誇り、会場の景観とも相まってすばらしい景色が広がっていました。一つのイベントを立ち上げるだけでも相当な労力ですが、これだけ大規模のイベントを、毎年継続されている実行委員会の方々、そして関わる全ての皆様に心から敬意を表します。

そこで、まず、港湾整備と産業振興の現状認識と今後の展望についてお伺いします。

フェス会場への入り口付近で、広範囲に高く山積みになされた土が目にとまりました。聞くところによると、この土は船川港の浚渫残土とのことでした。船川港の計画を見ると、今後の課題に挙げられている一つが

用地の確保です。これだけのスペースがあれば、港湾用地をもっと効率的に活用できるのではないかと感じました。

そこで、この浚渫残土の処理についてお伺いします。

現在、港湾内の残土について、最終的な処理計画はどのようになっているのか、現状の認識と合わせて建設部長にお聞きします。

港湾は、物流の拠点としてだけでなく、産業の集積地としての役割も担っており、特に、洋上風力発電関連産業の集積が進む本県においては、港湾機能の強化は不可欠です。

そこで、船川港の今後の展望について伺います。

県が目指す洋上風力関連産業の一大拠点化に向け、船川港は基地港湾である秋田港・能代港を支援する港として重要な港であります。今後、新たな産業の進出が見込まれる中で、一日も早い新エネルギー関連企業等の進出を実現できる港湾用地の確保は必須であることから、船川港に十分な用地の確保を進めるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、産業と教育の連携強化による次世代育成についてお伺いします。

船川港の整備や新たな産業の進出は、地元の子どもの将来に大きな影響を与えます。男鹿地区では、統合校の開校が予定されており、新たな産業を呼び込むことは、子どもたちが全国から集まるきっかけをつくり、その地域で活躍する未来を具体的に描く上で重要な要素となります。

現在、県内の高校では、職業教育やキャリア教育に力を入れていますが、産業界との連携は十分とは言えません。例えば、船川港に進出する企業と連携し、高校生が現場で働く機会を得たり、企業が求めるスキルや知識を習得できるようにカリキュラムを官民共同で開発したりすることはできないでしょうか。これにより、生徒たちは将来のキャリアを具体的にイメージでき、企業側も即戦力となる人材を確保しやすくなるのではないかと考えます。

また、産業の進出は、新たな技術や知識を持つ人材を必要とします。県として、港湾関連産業や洋上風力関連産業など、成長分野で必要とされる人材を育成するための専門的な教育プログラムを、高校や高等専門学校と連携して構築していく考えはありますか。これは、男鹿地区の統合校のみならず、県内全体の高校教育の活性化にもつながると考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、ストーリーテリング型観光戦略についてお伺いします。

本県観光産業は、長引くコロナ禍により、大きな打撃を受けたことは言うまでもありません。このような中、例えば宮城県では二〇二四年の観光客入込数が過去最多の七千五十一万人を超え、特に外国人宿泊者数は過去最高の七十七万人泊に達するなど回復の進む地域も出てきております。東北全体でも、二〇二四年の外国人延べ宿泊者数は二〇一九年比で二二・九%増となる二百二十八万人泊を記録し、外国人旅行消費額も二〇一九年比六七・六%増の七百四十二・九億円と大幅に伸びているのが現状です。これはデジタルマーケティングの活用や体験型観光の開発、外国人観光客への対応強化など、次なる観光戦略への転換がその一因であると考えられます。

それに比べ、本県は二〇二四年の外国人延べ宿泊者数が前年比二五・一%増の約十二万人泊となっておりますが、二〇一九年比ではマイナス一四・二%とコロナ禍前の水準まで回復していない状況にあります。県の観光施策は、依然として「自然の美しさ」や「祭りの迫力」といった単一的なPRにとどまり、観光資源の「物語化」やターゲット別の戦略展開といった視点が十分とは言えません。

観光客のニーズが「モノ消費」から「コト消費」、そして「ストーリー消費」へと移行する中で、秋田の観光も新たな転換点にあるのではないのでしょうか。現代の観光客は、単に有名な場所を訪れるだけでなく、その土地ならではの文化や歴史、人々の営みに深く触れ、心に残る体験を求めています。画一的な観光ではなく、その土地にしかない「物語」

に共感し、自分自身の体験として記憶に刻むことで、より強い感動と満足を得る傾向にあります。この「ストーリー消費」こそが、観光客の再訪意欲を高め、SNSなどを通じた自発的な情報発信へとつながる鍵となります。

そこで、県としても「ストーリーテリング型観光戦略」の構築を検討してはいかがでしょうか。地域の季節ごとの文化行事や食、歴史を物語として一体化し、観光客の行動動線に組み込むことで、県内各地の周遊性を高め、滞在時間や消費額の増加にもつながることが期待されます。この戦略は、単に観光地を巡るだけでなく、秋田の風土が育んだ人々の暮らしや、連綿と受け継がれてきた伝統、そしてその背景にある物語に触れることで、一度訪れた観光客が「また来たい」と感じ、さらにはSNSなどを通じて自ら秋田の魅力を発信してくれる、持続可能な観光へと発展させることが可能となります。この「ストーリーテリング型観光戦略」を、これからの秋田県の観光施策に反映させていくべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、ふるさと納税の推進についてお伺いします。
先ほど、観光戦略において「ストーリー消費」や「体験型観光」の重要性について述べましたが、この考え方は、ふるさと納税の推進においても極めて有効であると考えます。

去る六月議会の予算特別委員会総括審査において、佐々木雄太議員がふるさと納税の活用について提案いたしました。これまで本県のスタンスとして、県内市町村の支援をしてきていると思いますが、今後は、県も積極的に取り組んでいくという方向性であったと認識をしております。そこで私は、秋田県の強みである豊かな自然、歴史、文化を最大限に活かした「体験型」の返礼品に、今後より一層注力すべきだと考えます。他県の事例に目を向けますと、神奈川県横浜市の鉄道お仕事体験ツアーなど、その地域ならではのユニークな体験型返礼品が提供されています。このような返礼品は寄附者の高い満足度を獲得し、再訪を促す効果も生

み出しています。

この事例は市町村単位ですが、本県に置き換えれば、エリアごとの返礼品を企画することも可能です。さらに、健康診断と温泉を組み合わせたヘルスツーリズムなど、本県の豊富なコンテンツを合わせれば、無限に商材を生み出すことは難しいことではないはずです。

このような背景を踏まえ、秋田県における体験型返礼品の商品化について、知事はどのような認識をお持ちでしょうか。今後の体験型返礼品の商品化について、知事の御所見をお聞かせください。

体験型の返礼品は、単に税込アップにつながるだけでなく、寄附者が実際に秋田の各地域を訪れる強力な動機となります。また、各市町村が提供する物品の返礼品と競合せず、県と市町村が一体となつてふるさと納税を盛り上げていく上でも有効な手段です。県が主導し、市町村や事業者と連携することで、より魅力的な体験プログラムを開発し、秋田県全体のブランド価値向上にもつながれると考えます。

そこで、知事にお伺いします。本県はふるさと納税をどのように強化し、地域経済の活性化、さらには関係人口の創出や移住・定住促進へとつなげていくお考えでしょうか。具体的な戦略とロードマップについて、知事の御所見をお聞かせください。

ふるさと納税の寄附額を向上させるためには、返礼品の魅力もさることながら、秋田県への注目度、すなわち検索数を上げることが不可欠であると考えます。ふるさと納税の制度が変わり、宣伝広告費がかけづらくなった今、知事の発信力、トップセールスも最大限に活用すべきではないでしょうか。

今回の知事選挙は秋田県が全国的にも注目され、知事御自身も大きな話題となりました。このような注目度は大いに活用すべきと考えます。

例えば、知事の御経験を活かし、県内の事業者が作った保存米や水、保存食などを集めた「あきたの防災パック」を返礼品として企画し、災害への備えというストーリーとともに発信することも可能でしょう。県内

市町村と一線を画するためにも、また、秋田県全域に好影響を与えるためにも、県ならではのユニークな企画を考え続けることが必要だと思います。

このような知事のトップセールスを通じて秋田県全体の発信力を高め、秋田県を検索してもらった上でふるさと納税を盛り上げていくべきではないかと考えますが、トップセールスを活かしたふるさと納税の寄附額アップの取組について、知事の御所見をお聞かせください。

次に、住宅価格高騰と子育て世代の住まいづくりについてお伺いします。

国会においても物価高騰が大きな議論となっておりますが、住宅価格も例外ではなく、この数年間で著しく高騰しております。御承知のとおり、住宅価格の高騰は、子育て世代の家庭生活に大きな影響を及ぼします。このことは、地域の金融機関へのヒアリングからも明らかです。今から十年前、住宅ローンの借入れは二千万円から三千五百万円が多かったのに対し、今現在は三千五百万円から五千万円が多くを占めているとのことです。

住宅価格は上昇しているにもかかわらず、本県の所得水準がそれに伴って上昇しているとは言いがたく、高額な住宅ローンを組みづらくなっているのが現状です。住宅という大きな買物を控え、高いローンを組むことは、生活のひっ迫や子育てへの不安、ひいては子どもを産み、育てにくくなることにつながっているのではと感じます。

そして、この住宅価格高騰の波は、本県の地域経済を支える建築事業者にも大きな影響を与えております。本県の令和二年度から令和四年度までの三年間における新設住宅着工戸数は、コロナ禍においても平均で三千九百七十戸を維持しておりました。しかし、令和五年度には三千四百五十六戸、そして令和六年度には三千六十五戸と、減少の一途をたどっております。今年度は、にかほ市での大規模な社員寮建設を除けば、その冷え込みは一層厳しく、このままでは地域の建築事業者の存続にも

大きな影響を及ぼしかねません。

まずは、これらの現状をどのように分析しているのか、建設部長の御所見をお聞かせください。

次に、空き家活用の必要性和新たな需要創出についてお伺いします。子どもを健やかに育てていく上で、家族のスペースを確保できる住宅は不可欠ですが、そのためには、これまであまり活用することができていなかった空き家を積極的に活用することが有効であると考えます。

この空き家問題は、本県においても深刻です。総務省の「住宅・土地統計調査」によりますと、賃貸・売買用を除く、一戸建て住宅に関しては、本県の空き家件数は、平成三十年の三万四千七百戸から、令和五年には四万五百戸へと増加し、空き家率は七・八%から九・二%へと上昇しております。全国順位は九位から八位へと上がり、東日本においては依然としてワースト一位の状況が続いております。この増加する空き家に対し、所有者が元気なうちに次の活用へとつなげる仕組みづくりなど、より実効性のある対策を講じる必要があると考えます。

空き家をリノベーションして活用することは、新築よりも費用を抑えられるだけでなく、子育て世代が必要とする広いスペースを確保できる可能性を秘めています。また、空き家の活用は、地域の建築事業者へ新たな需要を生み出すことにもつながると考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、今後の具体的な支援策についてお伺いします。

住宅価格高騰と建築事業者の厳しい現状、そして空き家の有効活用という喫緊の課題を解決するためには、県がこれまで以上に積極的に県民を後押しする必要があると考えます。

具体的には、県民や移住者等が空き家を取得し、リノベーションを行う際の支援策を拡充すべきと考えます。現在、県と市町村が協調して行っているリフォーム補助金がありますが、空き家活用への支援の幅をもっと大胆にすることで、県民や移住者を後押しすることができると

しよう。また、この取組を実効性のあるものとするためには、金融機関との連携も不可欠です。地域の金融機関からは、小規模なリフォームローンは提供しているものの、一千万円を超えるような大規模なリフォームに対応した商品は少ないと伺いました。県民の住まいに対する希望をかなえ、建築事業者の成長を促すためにも、県が旗振り役となり、関係機関と連携しながら、新たな商品開発を強く要請すべきと考えます。

空き家活用の促進に向けた県の今後のサポートについて、知事の今後の取組の方向性をお聞かせください。

最後に、八郎湖及び周辺河川の浚渫や堤防の維持管理について、改めてお伺いします。

令和五年九月議会において、八郎湖の治水対策として、長年にわたる土砂の堆積や堤防の老朽化、樹木の繁茂に対する早急な対策を求め、佐竹知事の御見解を伺いました。その際、知事からは「限られた予算の中で優先度を考慮しながら実施しており、国の予算拡充や緊急浚渫推進事業債の延長を国に強く要望している。」との御答弁をいただきました。

また、八郎湖周辺では雑木の伐採や浚渫、堤防のかさ上げを適切に進めているとの御説明でした。

しかしながら、再度、湖畔の道路を回りながら現状を確認したところ、残念ながら、私を感じたのは現状のペースでは対策が追いついていないという危機感です。湖畔の堤防に生い茂る樹木は堤防を突き破り、さらに大きく成長し続け、湖へのアクセスすら困難な状況になっていきます。また、近年頻発する集中豪雨により、多くの河川から大量の土砂や流木が八郎湖内に流れ込み、堆積を加速させています。

何度も申し上げますが、元をたどれば、八郎湖の干拓事業は国が主導した大規模な事業です。この広大な湖と周辺河川、そして堤防の維持管理には莫大な費用と労力が必要であり、県単独でこれを賄い、治水安全度を確保していくことは極めて困難であると考えます。八郎湖の治水機

能は、下流域の安全を守る上で不可欠であり、災害から県民の命と財産を守るためにも、八郎湖及び周辺の維持整備は、待ったなしの課題です。改めて、国営事業としての歴史的経緯を踏まえ、八郎湖の維持管理に関わる予算的な支援はもちろんのこと、県と国が互いに協力し、責任を分かち合いながら、根本的な解決に向けた計画を早期に策定・実行するよう、国に対し強力に働きかけるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

以上で私の一般質問を終了します。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長(工藤嘉範議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(鈴木健太君) 登壇】

●知事(鈴木健太君) 瓜生議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、秋田県の高校スポーツの競技力向上のうち、新たな取組の必要性であります。

特定の高校を中心に支援する「強化拠点校制度」は、生徒数の減少等により単独校のみの強化が限界を迎えたことなどから、現在は学校の枠を超えた「チームAKITA強化・育成システム」などの持続可能な強化策に移行しております。

また、県立高校へのスポーツ科設置については、卒業後の進路の見通しや中学生の志望動向などを踏まえ、慎重に見極めていく必要があるものと考えております。

現在、幅広い関係者からなる「スポーツ環境及び高校入試制度のあり方検証委員会」等において、今後の高校スポーツの在り方なども協議しているところであり、その結果も踏まえ、全国レベルでの活躍といった視点も含め、高校スポーツの充実・強化に向けて検討してまいります。

現在二期目の「チームAKITA強化・育成システム」については、ジュニア世代強化の観点では一定の成果が見られることから、これまでの取組や課題を検証し、対象競技の重点化など、三期目に向けて、より

効果的な強化策につなげていくこととしております。

選手一人一人が、ここ秋田で自らの力を最大限に発揮し、目標の舞台で輝けるよう、教育委員会や県スポーツ協会、高体連などで組織する「競技力向上連絡協議会」等において、高校スポーツを含めた本県の競技力向上に向けて議論を深め、オール秋田の体制で粘り強く取り組んでまいります。

次に、指導者の育成・招へいであります。

秋田の地から全国や世界で活躍できる選手を育てていくためには、高い専門性を有する指導者の確保や若手指導者の育成が非常に重要であるものと認識しております。

これまでも若手指導者の県外視察や、競技・校種の枠を超えた意見交換、「チームAKITA強化・育成システム」による一貫した指導体制の構築など、指導者の資質向上に向けた取組を講じてきております。

また、今年度の教員採用試験において、社会人特別選考を再び制度化し、県外から優秀な競技実績を持つ指導者の確保を進めているところであります。

さらに、テクニカルアドバイザーの派遣とスポーツ指導者登録システムの運用により、高い専門性を有する地域の人材を指導者や外部コーチとして活用する取組も一層促進してまいります。

今後とも、子どもたちが「この指導者の指導を受けたい。」、「このチームで自分を高めたい。」と思える、より良いスポーツ環境づくりを進めるとともに、関係機関との連携のもと、競技力向上に必要な人材の育成・確保に向けた取組の強化を図ってまいります。

次に、スポーツの力が秋田の未来に与える影響であります。

高校スポーツに限らず、本県の出身者や代表チームが全国や世界の舞台で活躍する姿は、県民に大きな感動と誇りをもたらし、地域を活性化させる一体感を醸成するものと認識しております。

昨年のパリオリンピックで銅メダルを獲得したバドミントンの志田選

手をはじめ、プロ野球で連続無失点試合記録を更新した阪神タイガースの石井投手、夏の甲子園で今年優勝校となった沖縄尚学高校を相手に堂々と戦った金足農業高校などは、県民に勇気を与えてくれました。

また、学生時代にスポーツに取り組むことは、継続する力や相手を思いやる心、ルールを守る大切さなどを学び、豊かな人間性を育む大切な機会となることから、勝敗によらず重要な意義を持つものと考えております。

人口減少が進む中、地域で子どもがスポーツに親しむ機会の確保等が課題となるなど、取り巻く環境は変化しておりますが、スポーツは、県民に元気を与え、秋田の未来を切り拓いていく力となる可能性を有するものであります。

今後とも、本県スポーツの振興に向け、関係団体等との議論を深めながら、誇りと賑わいあふれる「スポーツ立県あきた」の実現を目指してまいります。

次に、秋田の未来を拓く港湾整備の推進のうち、船川港の今後の展望であります。

船川港は、洋上風力発電の促進区域に近接しているほか、洋上風力発電産業を担う人材の訓練施設や、日本海側では最大の船舶修繕施設を有するなどの強みがあり、これらのポテンシャルを最大限に発揮させ、地域に新たな活力を呼び込むことが重要であるものと考えております。

このため、県では、昨年度に船川港の港湾計画を改訂し、今後の洋上風力発電関連産業に対応するための大水深岸壁や、ふ頭用地及び工業用地などを新たに位置付けたところであります。

今後は、既存の港湾用地を活用しながら、洋上風力発電設備の資機材の保管・供給や、作業員輸送船の運用保守の拠点化を目指し、洋上風力発電関連産業などの立地促進に資する用地の確保に向けた取組を進め、地域経済の振興と活気のある港づくりを推進してまいります。

次に、産業と教育の連携強化による次世代育成であります。

県内の高校では、地元企業等でのインターンシップのほか、共同開発した商品の販売による経営スキルの習得や、企業におけるデジタル技術の導入事例の学習など、企業が求める知識や技能の習得に向けた実践的な学びに取り組んでおります。

また、今後開校する男鹿地区の統合校においては、地域の産業や観光、文化資源を深く学び、地域課題の解決に取り組む新たな科目を設けるなど、産学官連携による特色あるカリキュラムの構築を進めているところであります。

さらに、洋上風力関連産業の進出に併せて、将来的な人材育成に向けたプロジェクトチームを設置し、県内の大学や工業・水産系高校等も交え、教育段階に応じた取組について検討を行っております。

県としましては、引き続き、地域や企業と連携した専門的なプログラムの充実を図るなど、社会的・職業的自立に向けた力を身につけ、ふるさと秋田を担う人材の育成を進めてまいります。

次に、ストーリーテリング型観光戦略であります。

県内には、豊かな自然、歴史、食、そして地域に受け継がれる多様な伝統文化など、魅力あふれる観光資源が点在しており、各地に観光客の心を引きつける独自の物語があります。

これらの資源を単に紹介するだけでなく、背景にある物語と一体的に伝えることで、旅の目的地としての価値を高め、旅行者の深い共感や本県への愛着を醸成し、ひいては、リピーターの増加にもつながるものと考えております。

これまで県内においては、十和田湖、八郎潟、田沢湖を舞台にした「三湖伝説」や、能代工業高校をモデルにした高校が登場する「スラムダンク」、さらには「秋田犬」や「マタギ文化」といった、地域に伝わる物語や、ゆかりのある作品などが観光資源として活用されてきたところであります。

今後は、各地の観光資源に隠されたストーリーの掘り起こしを進める

ほか、これまで点と点であった観光資源をストーリーで結び、周遊を促すなど、より効果的な展開を図ることや、戦略的に情報を発信することにより、本県の奥深い魅力に関心を持つ「秋田のファン」を増やしてまいります。

次に、ふるさと納税の推進のうち、体験型返礼品の商品化であります。県のふるさと納税については、市町村の取組に配慮する必要があります。ことから、まずは、県費を投入して開発やブランド化を進めている農産品や、全県の登録宿泊施設で利用できるトラベルクーポンなどを中心として、返礼品を導入することとしております。

また、体験プログラムについては、個人型の旅行形態が主力になっている中で、誘客促進に有効であり、返礼品としての価値も十分にあると考えているところであります。

しかしながら、県内の複数の市町村が既に体験プログラムを返礼品として導入していることもあり、県で実施する場合には、広域的なプログラムを前提に検討を行う必要があるものと考えております。

今後は、マーケティングの視点も取り入れながら、市町村との相乗効果が発揮される体験型返礼品について研究してまいります。

次に、ふるさと納税の戦略とロードマップであります。

新たな返礼品の導入は、県産品の流通拡大はもとより、良質でありながらも地域に埋もれている魅力的な商品を、ふるさと納税を通じて広く紹介していくことで、地域経済の活性化に貢献することに加え、納税を契機として、本県に足を運び、地域の魅力を体感する機会につながることも期待しているところであります。

また、寄附者への本県に関する情報提供や、国が準備を進めている「ふるさと住民登録制度」の活用を通じて、寄附者と本県との関わりを深め、関係人口の拡大を図り、二地域居住や移住にもつなげてまいります。いと考えております。

一方で、本県では、制度の創設以来、市町村が中心となって取り組ん

できた経緯があることから、返礼品目については、市町村への影響を注視しながら検討を進めてまいります。

こうした考えのもと、毎年の寄附の申込状況を踏まえつつ、その成果を検証しながら、今後の方向性について検討してまいります。

次に、知事のトップセールスを活かした寄附額アップの取組であります。

寄附額の増加に向けては、ふるさと納税の返礼品としてのPRはもとより、まずは、返礼品となる県産品そのものの魅力を効果的に発信することが重要であるものと考えております。

このため、マーケティングの視点を取り入れながら、より多くの方に選ばれるようにするための手法を検討しているところであります。

また、御提案のあった「あきたの防災パック」については、返礼品とするための地場産品基準など、クリアすべき点はあるものの、このようなユニークな企画についても今後の研究課題としてまいります。

さらに、県外におけるPRイベントなど、秋田の魅力を伝えるための積極的なトップセールスや、個人のSNSによる発信を通じて、県産品の知名度の向上や県のふるさと納税の周知に努めてまいります。

次に、住宅価格高騰と子育て世代の住まいづくりのうち、空き家活用の必要性と新たな需要創出であります。

増加する空き家の活用を促進するため、県では、空き家相談会やセミナーの開催のほか、県民向けに各種メディアを活用した情報発信に取り組んでいるところであります。

また、市町村が運営する空き家バンクの物件情報の発信等にも取り組み、新規登録件数と成約件数は増加傾向にあることから、将来に向けた空き家の有効活用が徐々に図られてきており、今後もこれらの取組を強化し、実効性を高めてまいります。

空き家を活用したリノベーションなどの改修は、一般的な新築に比べて低価格で整備できることから、子育て世帯にも十分に魅力のあるもの

と考えております。

さらに、工期も短く抑えられるため、新築件数が減少する中、リフォーム市場が活性化することにより、建築事業者への需要拡大も図られるものと認識しております。

次に、今後の具体的な支援策であります。

空き家の改修に関しては、一定の条件のもとで、県や市町村の住宅関連の支援制度を活用することが可能ですが、公平性や公共性の観点から、個人資産に対する補助額には一定の上限が必要であるものと考えております。

このため、建物の価値や性能を高めるリノベーションに関しては、空き家のストックや利用希望者のニーズについて、市町村等と意見交換を行うこととし、十分な需要が見込まれる場合には、金融機関に対し、新たなローン商品の開発を提案するなどの取組を検討してまいります。

また、市町村と共に対策を担う民間団体である「空家等管理活用支援法人」の指定を、市町村に促すことにより、ワンストップ窓口による相談対応や、所有者と活用者のマッチングを進めてまいります。

今後は、市町村や関係団体との連携を強化し、結婚・子育て世帯や移住者をはじめとする、住まいを求める方々のニーズに応えることで、空き家の活用を促進し、人口減少対策や地域の活性化につなげてまいります。

次に、八郎湖及び周辺河川の維持管理であります。

八郎湖周辺堤防の雑木の伐採については、これまでも継続的に実施してきたところでありますが、近年は、治水上の影響を勘案し、八郎湖へ流入する三種川の河口部や出水により堆積した馬場目川などの土砂の撤去を優先しているため、進捗度が低くなっている現状にあります。

八郎湖の治水機能については、調整池の水位が大きく影響し、堆積した土砂の撤去による効果は小さいものと考えております。

また、八郎湖は三種川、馬場目川、西部承水路からなる二級河川であ

り、河川法の規定により維持管理は県が費用を負担して行うこととなっております。

こうしたことから、八郎湖の維持管理に当たっては、定期的な巡視により、堤防や土砂の堆積状況を把握しながら、国から手厚い財政措置のある地方債を活用した河口部等の浚渫や、堤防のかさ上げによる沈下対策のほか、雑木の伐採を進め、馬場目川水系全体の治水機能の確保に努めてまいります。

私からは以上です。

【観光文化スポーツ部長（岡部研一君）登壇】

●観光文化スポーツ部長（岡部研一君） 私からは、秋田の高校スポーツの競技力向上のうち、高校スポーツの現状についてお答えします。

今年のインターハイで入賞数が大幅に減少したほか、国民スポーツ大会の天皇杯順位も振るわない状況が続くなど、全国の舞台では近年、苦戦が続いており、ジュニア世代を含めた本県の競技力は大変厳しい状況にあるものと受け止めております。

この背景には、少子化等に伴う競技人口の減少に加え、有望な選手がより高いレベルの指導や練習環境を求め、県外の強豪校へ進学するケースもあり、学校単位での強化が難しくなってきたことが挙げられます。

県では現在、「チームAKITA強化・育成システム」を展開し、競技団体が主体となり、中高一貫による強化を柱として、学校の枠を超えた県全体の競技力の底上げに取り組んでおり、これまで出場が難しかった少年競技において国民スポーツ大会への出場権を得るなど、種目によつては成果が見え始めております。

県としましては、関係団体と連携し、こうした成果の芽を育み、ジュニア世代の選手強化に向けた取組を着実に進めてまいります。私からは以上です。

【建設部長（小野潔君）登壇】

●建設部長（小野潔君） 私からは、二点についてお答えいたします。

まず、秋田の未来を拓く港湾整備の推進のうち、船川港の浚渫残土の処理についてであります。

港湾管理者には、船舶の安全航行に不可欠な航路・泊地の水深確保を目的として、維持管理計画に基づく浚渫のほか、港湾用地の利用が効率的になるよう管理・調整が求められております。

このため、船川港で発生する土砂については、他の港湾利用者と調整しながら、運搬コストを考慮して近接する用地へ一時的に仮置きし、含水率の低下による性状の安定化を図った後に、将来的に必要な用地の埋立て材料として適切に管理しております。

今後も、航路等が埋設しないよう計画的に深淺測量を行い、必要に応じて浚渫を実施するとともに、船川港の港湾計画に基づき、港湾機能強化に向けたふ頭用地や工業用地の造成のため、浚渫残土を有効に活用してまいります。

次に、住宅価格高騰と子育て世代の住まいづくりのうち、住宅価格高騰と着工戸数減少の現状についてであります。

国の住宅着工統計によると、賃貸住宅などを含めた県内の新設住宅着工戸数は減少傾向にあり、持家の動向を見ると、昨年度の新設戸数は、令和二年度から四年度の平均値と比較して、二割減少しております。

また、住宅金融支援機構の調査によると、昨年度における県内の注文住宅は、十年前に比べて一平方メートル当たりの建設費、借入れ額とも約一・五倍に増えており、資材価格や労務費の高騰が影響しているものと考えております。

さらに、県内における持家の一戸当たりの床面積は、十年前に比べて一五％程度減少しており、建設コストを抑えるために、住宅規模を縮小する動きが続いているところであります。

このように、住宅建設を取り巻く環境は変化しており、子育て世代の住まいづくりや地域の建築事業者に及ぼす影響は大きいものと認識して

おります。

私からは以上であります。

●九番（瓜生望議員） 私からは、二点ほど確認させていただきます。

高校スポーツの強化の指導者の部分でお聞きいたします。今、様々取組を進めていただいておりますが、少しずつではありますが、強化する方向に進んでいるのかなと受け止めました。ただ、やはり全国規模、世界となった場合、相当指導者の育成は本当に力を入れてやっていかないと、今、秋田県では厳しい状況にあると思います。他県の強豪校を見てもそうですが、学校の先生や職員の方が、日常から生徒と共に活動をして、部活動も指導する体制を取っていると思います。秋田県も昔、能代工業のバスケットボール部も一人の教員が、熱い思いを持って、情熱を込めて強化をしていましたので、やはり指導者は非常に重要になると思います。時代が変わったというのもあります。ただ、教育委員会だけの責任ではなくて、やはり県としても力を合わせて進めていかなければいけない問題であると思います。県としての方向性をもっとしっかり明確にして、どう強化をしていくのか具体的に、県教育委員会、そして団体と力を合わせて指導者を育成してほしいと思うのですが、その辺に関して知事のお考えをお聞かせください。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 質問に対する答弁でもございましたとおり、やはりスポーツの持つ力、意味は大変大きいものと私は認識しております。ですので、高校スポーツのみならず、県内のスポーツ環境の整備は、私はこれから重視をして、これまで以上に充実したものにしていきたいと考えております。高校スポーツについては、中学校はこれから部活動に移行したりという様々な動きがあるのですが、やはり、今、議員御指摘のとおり、学校教育との一体性が私には大事だと思っています。一方で、教育委員会の採用計画の枠組みの中で、外部の有望な指導者となる方を採用していくということに、やはりどこかでぶつかる部分があります。

で、そこはしっかりと県教育委員会とも協議をしながら、今のこの非常に弱体化してしまっている——結果だけ見ればですね、状況について、私は憂慮しておりますので、しっかりと県教委と共に力を合わせながら、県内の高校スポーツの教育指導環境を充実していきたいと、今明確に申し上げておきたいと思えます。

●九番（瓜生望議員） もう一点、八郎湖の問題ですが、河川法というルールのもとで県が負担をして管理をしていくと、これはもう大前提で、重々承知していますが、質問でも申し述べましたとおり、これまでの経緯を考えると、やはり国事業で進んできた。ルールはルールとしてあるのですが、ここを大きく変えるというか、しっかりと提案をして、国の支援もしっかり入れていただかなければ、本当にいつやっていくのかという話になると思うのです。私一回見に行きましたが、今、馬場目川の河口は陸がつながる状況になっているのです。大潟村に、つながってしまっているのではないかと場所もあり、やはり国もひとつの責任という形で力を合わせていったただかなければ、なかなか先に進まない問題ではないかなと。繰り返しになってしまえますけれども、国にもっと強く申し述べていただきたいと思いますが、知事いかがですか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 残存湖ですね、八郎湖ができた経緯であり、もともとは国策だというお話から始まってはいるものの、その後の管理、分掌の決まり方からすると、県が国にあまり当たり前のようには求めていけない立場ではないというのは事実であります。実際、今、馬場目川の上流では水害も非常に多発しておりますし、そうした事情、現状はお伝えをしながら、これを変えていくとなると、もはや政治マターになってくるのだろうと思うので、これは本県選出の国会議員の皆さんのお力も借りながら、取り組んでいきたいと思っております。

●議長（工藤嘉範議員） 九番瓜生望議員の質問は終わりました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。
午後二時二十八分散会

